

第15回平成20年3月与謝野町定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成20年3月12日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時49分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

2番	畠山伸枝	10番	赤松孝一
3番	上山光正	11番	勢旗毅
4番	廣野安樹	12番	多田正成
5番	小林庸夫	13番	今田博文
6番	家城功	14番	森本敏軌
7番	伊藤幸男	15番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	16番	有吉正
9番	井田義之	17番	服部博和
		18番	糸井満雄

2. 欠席議員

1番 野村生八

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 連日大変ご苦労さんでございます。早速、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

引き続き、一般質問を続行いたします。

それでは、15番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

15番、谷口忠弘議員。

15番(谷口忠弘) おはようございます。

一般質問の2日目になりましたが、私は事前通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私は3点について質問いたします。

まず、1点目は、昨年、町独自の商工業者に対する融資制度がなくなった中、ますます先細り感が否めない商工振興策についてであります。

2点目は、前回の区長会で案内のあった町内の児童遊園施設についてであります。

3点目は、丹後織物工業組合加悦加工場の跡地の利用についてであります。

以上3点、よろしくご答弁をお願いします。

まず、1点目であります。昨年、町の商工業者に対する町独自の資金融資制度がなくなりました。廃止になった主な理由は、いわゆる第三者保証人の問題で人的担保に依存した保証。特に、経営に関与してない方に負担を課すことは、好ましくないとする社会的な要請の高まりによって責任共有制度の導入が始まり、町も一定の貸し手責任の一端を担わなくなったことが大きな要因であります。また、その他、この制度の利用者が、一定の限られた企業の利用状況になっている点も指摘をされました。

しかし、この制度は町内の商工業者さんには、借り入れの利子補給での利息の軽減はもちろんのこと、身近な相談にも乗っていただけるなど、利用相談がしやすかったというたくさんの方からの声を聞かせていただきました。また、この制度の廃止には、多くの議員さんからも継続して維持していくべきだという発言もたくさんありました。

しかし、町の融資制度は先ほど述べた理由で18年度で打ち切れ、現在は京都府の中小企業融資制度にかわり、補助内容も利子補給から信用保証料の補助制度に変わりました。こうした手続上の問題、補助内容の変更により、この19年度の府の融資制度の利用者が、少しお聞きしたところによりますと半分以下の利用者になっていると、こうお聞きをしております。どのぐらいの数字になったのか、わかればお答えをお願いをしたいというように思います。

また、町の融資制度の廃止の中、多額の預託金を金融機関に預けておられたが、この制度の18年度の打ち切りと、融資機関が最長7年ということで、あと約6年程度で利用者の借入残高がゼロになり、このため現在の金融機関への預託金が必要でなくなると思います。財政が厳しい中、行政改革元年の年でもありますが、商売をされている方の経営も大変厳しい局面であることも憂慮し、預託金の全額とまでは言いませんが、新たな商工振興策を考え、この資金を活用すべきと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいというように思います。

次に、2点目の町内の児童遊園の遊具についてであります。

前回の区長会の資料によりますと町内で36公園、116基ある遊具のうち、点検の結果、問題なしとされる遊具がたったの6基であるそうであります。使える遊具は、わずか全体の5%であります。その後、詳しい調査結果も出たように聞いておりますが、間違っておる数字であれば後でお聞かせいただきたいというぐあいに思います。

また以前、井田議員が、児童遊園地でブランコが破損、子供が落下した問題に触れられました。そのときの福祉課長の答弁では、日常の草刈り等は地元でしていただいております。修繕、撤去は町でしています。また一応、総合補償保険が使えるが、責任の所在は明確ではないとお答えになっています。責任の所在がはっきりしないとは私はよくわかりませんが、当然責任のあるところが、保険を使って補償するわけですから、この保険加入者の団体はどこなんでしょうか。もし事故が起こって総合補償保険を使うなら、加入者が管理責任を負うのは当然だと思いますが、いずれにしても、ここははっきりした方がいいと思いますので、町長のご答弁をお聞きをしたいというぐあいに思います。

また、先ほど述べた町の遊具の95%は、使用不可能と判明した以上、事故が起きてからでは遅いし、置いておいても使えないのですから早く撤去しないとだめだと思いますが、その時期がいつになるのか、また、その費用はどの程度かかるのか、積算しているのであればお聞かせをいただきたい。

次に、3点目は、旧加悦加工場の跡地についてであります。

この土地利用については、丹後織物工業組合加悦加工場跡地の有効利用と雇用の場の確保のため企業誘致を模索していたところ、京都府の協力もあって豆腐工場の誘致を得たところであります。

この豆腐工場では、地元農産物の大豆を原料にした豆腐製造を行うことにより農業振興を図るねらいと、工場から出るおからを利用して肥料をつくり、その肥料で大豆を育て、大豆がまたおからになる、自然循環農業の展開を図り、またその肥料を利用し、京の豆っこ米を生産しているところであります。

この豆腐工場の運営は、豆腐会社と町がわずかではありますが出資して、第三セクター京とうふ加悦の里株式会社が当たっているわけであります。現在、この1万8,000平米という広大な土地の地代は、豆腐会社が毎年支払っておられ、金銭的には何ら問題はないわけではありますが、かなり時間も経過している中で、当初計画のこの土地の利用計画がどうであったのか。また8年経過した現在、野放しになっているこの土地の有効利用を町はどう考えておられるのか、藤野さんと相談される機会を持つてはと思いますが、町長のご答弁をよろしくお願いします。

以上、3項目について質問いたします。これで第1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さんおはようございます。

早速でございますけれども、谷口議員のご質問の1番目、新たな商工振興策として、商工業者資金融資にかかる預託金の減少に伴って、これの財源を新たな商工振興策に振り向けていく必要

があるのではないかというご質問でございますが、ご承知のとおり昨年度末に町の制度融資を廃止したことにより、預託金は新規借入れが発生しておりませんので、既存の借入残額に対する預託金でよいこととなります。そして、その額は年々減少していきますので、条件変更等の特別措置がない限りは、おおよそ6年後には預託金が不必要になることとなります。

そうした中で、この財源活用についてですが、町にとりましては多額で貴重な財源でありますので、今後まちづくりを進める上での財源として、有効に活用を考えております。

平成20年度では商工業の振興につきましては、総合計画やその基本計画、実施計画を基本にしながら、新たな施策として織物業や不況業種の活性化を図っていききたいというふうに考えております。

具体的には、設備投資にかかる利子補給制度の新設、あるいは創業や規模拡大における多額投資に対する補助金の増額、企業誘致外の町内進出企業に対する補助制度の新設、異業種間交流での新商品、新製品開発に対する補助制度の新設、人材育成補助制度の対象拡大など、厳しい財源事情ではありますが、有効な財源として活用させていただいております。

それから京都府のそうした制度による件数でございますけれども、恐らく京都府のことでございますので、我々としてはちょっと。後で担当課長の方から、お答えさせていただきたいというふうに思います。

それから2番目の児童遊園地の今後とのご質問でございますが、簡易児童遊園の整備は、旧岩滝町では遊具も含め町が行ってまいりましたが、旧加悦町や、あるいは旧野田川では、主に自治会が財産区の土地や、あるいは民有地、神社の境内などに簡易児童遊園設置事業費補助金、あるいはコミュニティ補助金などの補助を受けて行ってきました。

現在、都市公園や町施設設置条例に定めのある施設の敷地内に設置されていますものを除き、町が把握している町内の簡易児童遊園は36カ所で116基の遊具がございます。昨年、業者に委託し遊具の点検を実施しましたところ、特に問題がないとされる遊具はわずか6基で、塗装の劣化、取りつけ部分の不具合、狭い場所に設置のため安全領域不足などにより、修繕または移設を必要とするものが30基、また、老朽化により使用禁止とされるものが80基で、この中には危険遊具に指定されるものが13基が含まれておりました。点検の結果は区長さんに報告し、使用禁止等の対策をとっていただくようお願いをしたところでございます。

管理、あるいは事故責任の所在でございますが、管理については地元自治会等をお願いし、事故につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で、対応することとしております。

危険遊具の撤去には機械が入る場所でも、1基当たり2万円から3万円程度の費用がかかりますが、町が全額負担することとし、遊具の更新につきましては地元負担を伴いますが、自治振興補助金を利用していただき、自治会等で整備していただきたいというふうに考えております。

1基当たりの設置費用は、すべり台が44万円、ブランコが27万円、低鉄棒が27万円程度で、地元負担は3分の1でございます。少子化や環境の変化により、簡易児童遊園を必要としない地域もあるのでないかと思われますので、更新等につきましては自治会等で十分検討していただき、また、阿蘇シーサイドパークや野田川森林公園、大江山運動公園などを有効に利用していただくことも、お願いをしたいというふうに考えております。

最後に、3番目の旧加悦加工場跡地の利用についてでございますが、旧加悦町時代の活用計画はどうだったのかという点ですが、進出計画においては第1期と第2期の工事計画があり、第1期では生産工場棟、第2期では豆腐づくり体験館や豆腐づくしレストラン、豆腐デザート館等の観光に視点を置いた参加型工房の施設が計画されておりましたが、会社としては、まず第1期では、豆腐生産棟の整備と経営基盤の確立を最優先し、その進捗状況を見ながら第2期工事を進めるということでありました。

平成12年の開業から現在までは、第1期計画の生産施設の計画にとどまっておりますが、生産棟の施設内は生産ラインや機械の増設によって、当初から比較しますと大きく整備、改善され、商品アイテムも多く販売額については年々増加、また、従業員についても多くの雇用を創出いただいている状況でございます。

しかしながら収支状況は、設備投資や原料高、あるいは業界での競合などから厳しい状況にあり、また、今後の計画では効率的な生産を行うために、京都で生産している商品や、あるいは集配所も加悦工場に移して、生産拠点を京とうふ加悦の里に集中されることも検討されているようにございまして、こうした中、会社としては第2期工事計画について計画として持っているものの、生産基盤のさらなる強化を優先していきたいとの意向であると伺っております。

未使用となっております土地は、京とうふ加悦の里が第2期工事計画の用地として予定しているところで、土地使用料は会社が負担しております。計画の遅れが長期化していることもあり、今後の整備計画については、一定整理していただく必要があるというふうに考えておりますので、地元住民の皆さんとの協議の前に、まずこのことを行っていきたいというふうに考えております。

以上で、谷口議員への答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 先ほど町長の方からご説明のありました、新たな商工活性化に向けてのいろんな支援制度、これはたくさんご案内をいただきました。私は大変その辺は高く評価をしているところでございまして、1つ大きな点と言いますと、設備投資にかかわる利子補給制度の新たな融資制度を加えたというのは、非常に着目する点ではないかなというぐあいに思っております。

しかし、私はよくよくこの制度を調べてみましたら、適用を受ける資格は非常に限定をされているんですね。例えば特定不況業種の織物業及び、これは非常にちょっと難しいんですけども、借り入れる時点で、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に定める不況業種となっている点でございます。非常に言葉が長くて、一体何のことかなと思うんですけども、委員会のときにその業種は一体どういう業種なんだということをお聞きしましたら、その一覧表を私の手元にいただいておりますけれども、これは仮に平成18年度の町が行ってあった融資制度ですね、これの利用状況を私ちょっと調べてみました。

平成18年11月14日の中間時点でのデータでありますけれども、利用件数は63件ございまして、業種別で言いますと織物関連が18、土木建築関連が11、電気工事、家電販売が3、機械金属関連が3、食品製造が3、各種小売店が12、飲食店が6、その他が7、合計63と。通年では、大体この倍ぐらいの融資があったようには聞いておりますけれども、データの的には半分のデータですけれども。

私が見ましても今のデータとかんがみても、本制度は資格の当てはまる企業は織物業のみでして、大体そうです。全体から見ると3割弱ぐらいの業種、業態でしか、この融資制度の融資対象

企業にはならない、もうこういう実体でございます。私はこの地域は、町長もよくおっしゃっておるように、実体経済というのは織物業の大変極度な衰退で、全業種に及んで厳しい経営状態になっておると、もうこう言っても過言ではないというぐあいに思っております、ここで先ほど申し上げましたような、中小企業信用保険法の第2条に定めるような業種というハードルを、設けなくてもいいんじゃないかなというぐあいに私は思っております。全業種にこれを適用すると、こういっても特段問題がないんじゃないかなと、私はそう考えておりますけども。

昨年まで行われておりましたマルヨ、マルフ、この与謝野町の融資制度につきましては、融資対象は前年同期と比べて1年間、もしくは3カ月の売上額が10%現状しておると、こういう規定しかございませんでした。中には頑張っておられる企業もたくさんあるとは思いますが、押し並べてこの与謝野町の企業は、ほとんどが10%落ち込んでいるんじゃないかなと。要するにすべてが全業種にあてはまると、こういうふうでございますので、ぜひともこの利用者が限定されて、この制度が絵に描いたもちにならないように、ひとつご配慮をよろしくお願いしたいというぐあいに思っております。

もう1つは、現在、京都府の融資制度につきましては、利子補給ではなしに保証料の補助ということに切りかわっております。今度のこの新制度が、利子補給プラス保証料の補助も2つとも受けれるのかどうか。もし受けられないとするならば、利子補給の制度も大変ユーザーにとってはありがたい制度であると、こういうぐあいにおっしゃっておりますけれども、頭から保証料40万円、50万円を取られるのも痛いなど、こういうユーザーの方の声も聞いております。だから私は、これは二者選択にすればいいんじゃないかな。保証料を取るか、利子補給を取るのかというような形で、選択をしていただいてもいいんじゃないかと。ダブルでしていただくのは、それにこしたことはないんですけども、それがかなわなければ、そういうことも考えていただければどうかというぐあいに思っております。その点についても、ちょっと後でご答弁をお願いしたい。

それと、これはもう最も元になる問題でありますけれども、そもそも町の融資制度がなくなったのは、第1質問でも言いましたように責任共有制度の問題でありますね。今回のこの融資制度につきましては、この責任共有制度が発生しないのかどうか。発生するとすれば、前回なくした理由はどこにあるのかと、こういうことになると思うんですけども、この責任共有制度が町に及ばないのかどうか、その点についてもご答弁をお願いしたいというぐあいに思っております。

続きまして、遊具の問題であります。

私は遊具の設置者が当然管理の責任を負うのは、これは当たり前ではないかなというように思っております、修繕、新設は町でやっているのであれば、現在、設置者としては管理責任が町につきまとうんではないかなと、こういうぐあいに考えています。

新設については先ほどの答弁で区とよく相談をされて、自治振興補助金ですか、それを使われて各自治会が中心になって設置をされると、町はそれを補助するというような形で進まれるというようなことはお聞きしました。しかしながら、95%の遊具は点検の結果、使用不可能と、こういうことでございますので、当然早くこれは撤去しないと、置いてあれば子供さんたちは使いますので、事故を招く原因にもなります。また、きょうテレビを朝見てましたら、大阪の方で中学生がすべり棒と言うんですか、私はどんなものかわかりませんが、これで指を挟んで指を

切断したというようにテレビのニュースでも言うておりました。こういうことで、早くやっぱり撤去する方が、いいんじゃないかなとぐあいに思っておりますので、その対応をぜひ早くお願いしたいなというぐあいに思っております。

また先ほど保険を使うと、こういうぐあいにおっしゃられておりましたけども、公の検定の中で不良遊具という認定をされた中で、保険の適用というのが受けれるのかどうか、この点についても質問をさせていただきます。

そして私が撤去を急ぐ理由は、先ほどから申しますように安全性の確保ですね、事故の回避、いわゆるリスク管理です。これはもう一番大切なことでありますけど、もう一方は、私は鉄に着目した点であります。現在、鉄は高値で売買されてると私は聞いております。先日、私は地元の鉄の回収業者さん宅をお尋ねしまして、いろんなことを聞いてまいりました。鉄は今現在は非常に高値のピークだそうです。これは相場でございますので正確には言えないが、夏以降から少し下がるのではないかなと、こういうぐあいにもおっしゃっておられました。実際のところどれくらいのお値段なんですかと、こう聞いたところ、持ち込みとか、回収とか、送料とか、これはいろんな要素が単価に反映されるんですけども、1キロ当たり大体30円だというぐあいにお聞きをしました。

ここに各施設の私も資料を持っておるんですけど、遊園地の各資料が載っております。大体1公園当たりブランコが1台あたり2台あたり、鉄棒があたり、すべり台があたり、ジャングルジムがあたりと、こう想定した場合、業者さんの感でいきますと700キロから大体1トンくらいになるのではないかなと、こうおっしゃっておられました。そういうことで、これは1公園当たり大体積算すると、2万1,000円から3万円くらいになるのではないかなと。36公園ということになりますと70万円から110万円くらいと、こう単純に計算ができるわけですけど。当然撤去には、先ほどおっしゃられましたように土木作業が伴いますので、どれほどのプラス・マイナスになるかわかりませんが、今がチャンスと言えればチャンスなんですね。1円もむだにすることなく行政を進めていく簡単から、私はこの機会をとらえることが非常に大事ではないかなと、このように思っております。そういう点でも撤去をぜひ急いでいただきたいということを思っております。これもあわせて、町長のお考えをお聞きしたいなというぐあいに思っております。

それと第3点目は、丹後織物工業組合の加悦加工場の跡地の問題でありますけども、先ほどから町長もおっしゃっているように、土地の利用については藤野さんが土地の地代を払っておられるので、いささかもこちらに迷惑をかけるということもなく、特段何もないわけですけども、ただ、当初計画からもう8年も過ぎておってそのままの状態になつとということございまして、近くに住んでいる者にとっては、何かええ使い道がないかいなと、こう思うのも自然な姿であると思うんですね。

少しご近所の方にお聞きしますと、いわゆる箱物をつくると維持管理費がかかるので、そういったものではなくて、少し平らな整地にさせていただいて、今よくいろんなところにありますグラウンドゴルフ場とか、そういうものをつくっていただいたら非常にありがたいなと、そういう声をたくさんお聞きしました。

また、近くに加悦小学校のグラウンドがあるんですけども、これは結構土日でも、少年野球と



かサッカーなどで使ってる方が多くて、地元の方がなかなか使えないというような現状もございます。こうした住民の声も、当然、藤野さんと、とりあえずお話をさせていただかなければ話が進展しませんけども、住民の方などのこういう土地利用についての前向きなお考えも、ぜひ頭の中に入れていただいて、ご配慮をお願いしたいなというぐあいに思ったりもしております。

以上、何点が質問いたしましたけども、ご答弁をひとつよろしくお願ひしたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとたくさんありまして、きちっとお答えできるかわかりませんが、また漏れてましたらお尋ねください。

この新たな商工の振興策の中で、一つの融資制度が変わったという中で、いろいろとご提案がございました。確かに今までのものにつきましては、町の独自のものも多かったわけでございますけれども、今回こうして新たな形で融資の制度を、利子補給等の施設投資にかかるそうした利子補給制度等の新設や、そのほかの新たな一つの考え方でもって、この振興策を進めていこうとしているわけでございますけれども、1つご提案がありました二者択一というものの考え方、これらも1つ検討する必要があるかと思っておりますけれども、いろいろと制度も変わってまいりますし、実際にそうした制度を有効に使っていただこうと思いますと、やはり府の制度にしる、町の制度にしる、直接やはり商工観光課あたりで、きちっとできましてご相談をかけていただければ、より有効な方向をお示しできるのではないかとこのように思っております。ただ、そういうものがあって、利用していただかないということになりますと、先ほどおっしゃったようなことになりますので、できるだけ有効に使っていただくような、お互いにそういうキャッチボールをさせていただきたいと思っておりますので、ぜひこれはあかななということではなしに、何かいい方法がないか、ぜひ相談がけをしていただくような形で、進めてまいりたいというふうに思っております。

それから町の責任の共有制度が及ぶのかということですが、これはもう及びません。というのは、これは府の制度ですので、町には及んでこないということでございます。

それから遊具の件ですが、これは事故が起こって、それに対して町が町民の方全部にかかわるそういう保険、補償制度ですので、これはどういう形であったとしても、その保険で対応ができるというふうに私は認識をしております。ちょっとその辺、もしもう少し詳しいことであれば、総務課長の方から答弁をさせていただきますけども、どういう形であれと言うたらおかしですけども、その中身につきましては、すべての町民の方に対して掛けてある保険でございますので、そうした意味ではいろんな事故について、あるいはけがについて、この制度の中で対応ができるというふうに私は考えておりますし、そういうふうなものだということで、ご理解がいただけたらと思っております。

それから1つのご提案で、撤去をできるだけ早くして、そして鉄等の処分もできるだけ有利な方向で考えてみてはということで、この撤去につきましては順次させていただいております。できるだけ早くということですが、一定の計画をもって進めていく予定でございますので、危険なところについては、できるだけ早く撤去をさせていただきたいというふうに思っております。

1 5 番（谷口忠弘） 全部危険です。

町 長（太田貴美） いや、使用禁止と、そうでないもの等もございますので、それらは地元が設置されておりますものもございまして、そうしたものについてはどうするかというのは、やはりそれぞれ地元とご相談の上撤去をするのであれば、早急にさせていただくということで考えさせていただきたいと思います。

それからご提案のありました鉄の処分につきましても、できるだけ有利な方法で、今も持ち込まれておりますそうした鉄についても引き取りをいただいているような、そういうことでございまして、それらについても1つのご提案として、考えさせていただきたいというふうに思います。

それから京とうふの加工場のことですが、この土地は府の土地でございます、すべて。府が直接お貸しすることができないので、町が府にかわって藤野豆腐さんとの話でお貸しをするという形でございまして、この土地をどうするかということになりますと、その土地を町が買い取るのか、どうするのかというようなことも含めて、問題の整理が少し長引く話になると思いますので、それらのことも含めまして京とうふさん、そして京都府との話も整理する中で、次の段階を考えてまいりたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 第1点目の質問の再質問になるんですけれども、先ほど町長がおっしゃられた平成20年度の新たな施策の中で、利子補給にかかわる町の融資制度を新設すると、私はそう聞いたんですけども、京都府の融資制度なんですか、これ。私は町の融資制度を新たに新設すると、こういうぐあいに聞かせていただいたつもりであるんですけど、もし間違っていたら後で言うてください。

そう意味で、私は当然町の融資であるから責任制度は伴わないんですか、こういうぐあいに聞いたわけですし、京都府の制度であれば当然、責任共有制度は町には及ばないというのはわかっていることでありまして、その点ちょっとはっきりしていただきたいなということがまず1点と。

もう1つはお答えにならなかった部分で、キャッチボールしながらというふうな話をちょっと聞かせていただいたんですけども、絵に描いたもちにならないようにということで、融資の範囲をこういうことで限定をせずに、もっと広範囲でしたらどうですかと、こういうぐあいをお願いをしたところであります。

当然、責任共有制度にかかわらなかつたら、町のリスクというのは1つもないんですよ、基本的に。要する融資の窓口の金融機関がリスクをかぶるだけのことでありますから、当然、こんなもん全業種に及んだって何ら町には問題がないと、私はそう考えておまして、そこのとこの根底が違えば全然違う話になりますけども、町の融資制度で責任共有制度の範囲でなければ、金融機関と借り手がお話をされて、その間の利息を町が補給すると、こういう程度でございまして、何の町のリスクも何もないと、こういうぐあいに考えておりますのでぜひとも、この全業種に及んでも何ら問題はないと、私はそう考えております。

それと遊具の問題については、私は1つ何が言いたかったかと言いますと、大変今、ことは行政改革元年の年だと、こういう位置づけをされておられて、大変厳しい予算ということになっております。私は予算を絞り込むということも非常に大事なことですけども、遊具の売却益というのは大変少額であります。しかしながら、私は資産とか備品等の売却効果、そういう時期

を、やっぱり職員の皆さん方もそういう経営感覚と言ったらちょっと大げさですけども、少しでも有利なお金を絞ることだけじゃなしに、もうけることと言ったらいささか問題がありますけど、そういう感覚をぜひ身につけてほしい。こういう意味でちょっと言ったまでのこととございまして、ぜひともそうした感覚を職員の皆さん方も身につけていただきたいなということ、申し添えておきたいというぐあいに思っております。

それと加悦加工場の話でありますけども、私は今町長の方からご答弁をいただいたんですけども、今、府の所有の土地になっておりますので、これは府が丹後織物工業組合から買い取るときに、町が行く行くは、この土地を府から買い上げるんだという約束ができておるんだと、こういうようなことをちょっと聞いたことがあります。その点について町と府との間で、そういった約束があるのかどうか、その点もお聞きしたいというぐあいに思っております。

以上、第3回目の質問でありますけども、ご答弁の漏れのないように、ひとつよろしくお聞きしたいというぐあいに思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 融資制度につきましては、後で太田課長の方から説明をさせたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

そして遊具の件、確かにこれがたまたま遊具のそうした売却ですけども、おっしゃるようないろんな意味で、やはりできるだけ町にお金が入るような、わずかでも、やっぱり1円どもと言うのと、1円でもというのとは大きな開きがありますので、1円でもやはり大事にしたような、そうした視線で仕事をしていくという感覚を、ぜひ職員にも持ってもらおうという意味で、1つのご提言として受けとめさせていただきたいというふうに思います。

それから京とうふの土地の件につきましては、副町長の方からご答弁をさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えしたいと思います。

新制度につきましては町長からもろもろ報告を、概略だけさせていただきましたけれども、これは新年度予算の審議の中で、いろいろご質問等があるかなということを目測しておりましたので、本日につきましても入り口的な話で、また新年度予算の中で、ご議論いただいたらというふうに思いますが。

今、谷口議員からのご質問の中の何点かでございますが、基本的に制度融資ではなくて、利子補給制度を新設するというところでございますので、あくまでも融資制度は京都府の融資制度、並びにプロパー、一般の融資制度を受けられた方に対して、さらにそれが不況業種として認定された、いわゆるセーフティーネットの中でくられた業種の方が設備投資をされた場合については、一定の利子補給を行っていくというものでございまして、制度融資を立ち上げるわけではないものですから、責任共有制度というものは発生しないと。結果的なものに対して利子補給を行っていくというものですから、利子補給に対する問題については、責任共有制度は発生しないということでございます。

それから今言いましたいわゆるセーフティーネット、保証協会の定めた不況業種につきましては、織物業というのは一くくりで入れておりますけれども、その他もろもろの業種がございます。それを全業種を対象にという思いを、お聞きさせていただくとるわけでございますが、確かにそ

ういう支援の仕方もあるかと思いますが、頑張る企業の中で、とりわけ不況業種として認定されてる方が設備を投資して頑張られる業種に対して、今回は前向きな支援施策として、利子補給制度を新設するというところからのスタートとして現在考えておりますので、事務的などころでは、そういう整理をさせていただいてるところでございます。

ちなみに先ほど町長からの答弁もありましたように、したがいまして制度融資につきまして、京都府の制度融資を受けられて保証料補助を行うわけでございますが、あわせまして、その業種が今言いました対象業種であれば、その利子補給も行っていくということですから、両方支援をさせていただくということになります。

それから、ちなみに京都府の融資制度の現在の利用状況でございますけれども、2月末での把握数字は、漠としたところで申しわけありませんが約80件、融資額が、5億円程度の融資を受けておられるというふうに聞いておまして、その中の不況対策融資につきまして、保証料補助を行っていったという状況でございます。詳しい数字につきましては今手元にはございませんが、漠とした流れとしましては、そういう形で進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） それでは旧加悦加工場跡地の利用に関連しまして、この間、京都府と何回か話し合いをもっておりますので、私の方から少しお答えをしたいと思います。

議員もご存じのように、この旧加悦加工場跡地につきましては、丹後織物工業組合から京都府が取得をされました。旧加悦町時代の話になりますが、平成11年に京都府から加悦町がお借りをしたというのか出発であります。3年契約でありますので、最初の11年の契約で14年まで、そのときにまた3年の更新をしまして17年まで、現在は2回目の更新で、この3月末が期限になっております。議員ご指摘のように京都府の意向としましては、将来的にはこの土地は地元、当時は加悦町でありますけれども、加悦町の方で買うことも考えてほしいというお話がありましたので、当初の時点から京都府から旧加悦町が、現在は与謝野町であります。土地を取得することについて努力はしてみたいということ、毎回お約束はさせていただいております。取得について、努力をしていきたいということはお約束をしております。

それから1万8,000平米の約半分を使って、現在、会社は営業されておられます。約半分が駐車場用地と言いますか、生産拠点としては利用されておられません。先ほど町長が申し上げましたように、この残り半分につきましては、会社の方としましては、先ほど町長が第2期の工事計画の概要を申し上げましたけれども、そういった計画を現在も会社としてはお持ちであります。しかしながら町長がお答えしましたように、第一優先は生産基盤のさらなる強化を優先していきたいということでありますので、会社の方がそういう意向を持っておる中で、今後どうするかは会社の方と地元との話の前に、会社の方と思いを調整する必要があるかと思っております。そう言うものの計画の遅れが長期化しておる現状がありますので、今後の整備計画については町長が申し上げておりましたように、会社の方で一定整理をしていただく必要が、あるものというふうに考えております。

以上でございます。

15番（谷口忠弘） そしたら、もう3回しましたので終わります。

議長（糸井満雄） これで谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

次に、11番、勢旗 毅議員の一般質問を許します。

11番（勢旗 毅） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、3月定例会に当たりまして、かねて通告をしております3点につきまして、質問をいたしたいと思っておりますが、きょうは特に議長のお許しをいただきまして、私が2点目に質問をいたしますLLPの資料を、お配りをさせていただいております。十分説明ができない部分があるという不安を持っておりまして、お配りしておるとということについて、ご了承をお願いをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の質問でございますが、行政改革元年ということで、職員数等につきましても若干の質問をさせていただきます。

昨年の参議院選挙で問題となりました地域格差ということが、地域のやはり産業基盤と言いますか、産業構造に大きく起因をしております、この地方も基幹産業でありました織物が大きく後退をし、また、農業も米への依存度が非常に高い本町の場合は、農地の資産の価値がどんどんと減少しております。このことが大きな状況になっておるのではないかなというふうに思っております、そういったことから、すべての町の産業や、あるいは商業に大きな影響が出ておると、このように考えておるところでございます。

また、国の借金も昨年末で、838兆円という大変な額になったということが報じられておりました、これに地方の借金を合わせますと、今では1世帯当たり5,000万円を超える借金になっておる、こんなことが報道をされておりました、私どももそういう状況に何とかたえようがないということが、本当のところでございます。

特に平成18年に、北海道夕張市が財政破綻をいたしまして、昨年3月に財政再建法に基づきまして、赤字再建団体となって以降、メディアの地方自治体への注目度が非常に高くなりました。6月には成立しました財政健全化法によって、日経新聞の試算では全国の市町村における連結実質収支の赤字比率が30位までというのが、この市町村だということが発表をされました。

財政健全化法は2009年4月1日から施行されますけれども、これは2008年度の決算に基づく指標ですので、これから審議をされます新しい年の予算の中で、この財政健全化法の4つの指標を下げる必要がある、このように考えております。

こうした中で、ややもしますと総人件費の削減と職員数の純減が問題となっております、昨年9月に答申されました行政改革大綱でも、効率的な行財政システムの確立として、類似団体と比較しながら職員数と給与費の抑制が掲げられております。私は事務事業の見直し等、行政でやる必要があるもの、民間でできるもの、この見直しも必要であるということをお願いをしてきました。そうでないと職員数が単に減るだけということでは、当然、その住民サービスの低下を招きかねないと、こういったことになるという不安であります。

昨年秋、文教厚生常任委員会は、長野県下條村を視察をいたしました。人口4,200人の村で、類似団体より職員数が30人少ない、こういった役場を視察した。次に、愛知県の尾張旭という市を視察をいたしましたが、やはり一定数の職員は必要との認識だ、このように思っております。行政改革大綱では職員数について、職員定数管理計画に基づいて、できるだけ早く類似団体並みの230人程度にするべきとされています。

そこで町長にお尋ねをいたしますのは、4月1日時点での職員数の見込みと、現段階で町長と

して適正な職員数というのを、どのように考えておられますか。

次に、答申では正職員の減少を臨時職員で補うようなことはせず、本質に沿った人員削減や人件費の抑制が求められています。これについては、どのように考えられておりますでしょうか。

また、新規採用を抑制する見地から、民間の人材派遣会社からスペシャリストを期間限定で求めることとされております。これについては、どのように考えられておりますか。

次に、現在の業務と言いますか、事務事業全体を見直し適正な配置と。行政がやるべき仕事と民間に任せて大丈夫なものとの仕分けについて、ご検討をいただいていたと思いますが、その結果を踏まえて、新年度ではどのような組織の改編等、見直しの成果が盛り込まれた体制づくりがされておりますでしょうか。

総合計画では、NPOについて記述をされておまして、多くの市町村でもこの人員の削減とNPOとの関連がいろいろと取りざたをされておりますけれども、このNPOとの連携につきまして、町長のお考えをお聞きをしておきたいと思っております。

次に、第2点目の質問でございます。これが先ほど申しました全く新しい名前のLLP、有限責任事業組合への取り組みの検討を促すものであります。

今日の状況は地場産業の低迷にとどまらず、雇用も特に建設関連を中心に非常に不安が増幅しております。年金生活の方々からは、あと5万円の仕事がないとやっていけないとの声を、本当に多くの方から聞いております。

昨年6月の一般質問で、今日の厳しい経済状況を何とかする必要があるとの思いで、18年度で作成をされました与謝野町地域雇用調査創造研究事業報告書について質問をいたしました。その後、この報告書を数回目を通しておりますけれども、これは与謝野町の現実には合わないのではないかなど、このような疑問に行き当たりました。国においても何とか起業を促進をしたいと、このような思いで労働省ですかの肝入りで、この本かできたと思っておりますけれども、平成15年2月には、産業を起こす新たな特例制度といたしまして、新事業創出促進法が改正され、特例制度として資本金が1円でも株式会社ができる、有限会社を設立することができるということになりました。創業の担い手として期待される方々にとりましては、新たな挑戦が始めやすくなったことはご承知のことです。しかし、この地方に限って考えますと、まだ非常にハードルが高いと、このようなことが現実ではないかと思っております。

基幹産業が崩れたところは、全国にもたくさんありますけれども、地域の特性もあって即効果が出る、あるいは結びついているところは、ほんの一部の地域であります。この地域に合った制度はないのかと、こういうことで考えておりましたところ、現在の個人や企業がそれをうまくグループ化して対応できるLLP、有限責任事業組合に行き着きました。平成17年6月に経済産業省で制度化された。この制度は非常に有効に活用でき、しかもこれまでに培われてきた織物の技術、あるいは農業との連携、ベンチャーでもどの事業でもうまく使えと、このように考えております。

例えば株式会社や民法組合と異なり出資者全員の有限責任制の付与、内部自治原則としての貢献に応じた柔軟な損益の配分や、経営者に対する監視機関の設置の強制がない。構成員課税の適用によって、LLP本体には課税をされない。これまでこの3つを兼ね備えた事業は存在しなかったわけですが、今回制度化されたことで新規創業の促進、連携・共同事業の促進につながる。

例えば農家や野菜を加工する技術を持った人、野菜を店頭で売る人、流通会社等がネットワークでつなぎ、新しい共同会社として立ち上げることが可能であり、既にアメリカでは、この10年間で100万社といわれておる株式会社に対しまして、80万社が立ち上がったということが報道をされております。これの設立に当たっては、登記に必要な6万円程度です。株式会社と比べても立ち上げに要する期間、また、費用も少ないのが特徴です。

我が国ではこのような特徴を兼ね備えた事業体は、これまで存在しなかったわけです。LLPは人的組織、人の持つ技術、技や知恵を最大限に生かして、協力して事業を行うという点に特徴があります。地域では産業の空洞化やコミュニティの再生、中心市街地の活性化等の課題に対する1つの方策としてLLPを活用し、パートナーシップを組んで協力し合いながら、地域づくり、まちづくりに貢献していくことが考えられます。町におきまして也十分ご検討をいただきながら、指導をしていただきたいと思います。

既にこの町でも、数軒このLLPの設立を準備をされている、あるいは設立されたということも伺っておりまして、これの支援の体制等につきましても、ぜひご検討をいただきたい、このように思っております。

第3点目の質問は、地方分権推進計画に基づきます地方分権一括法が、平成12年に施行されました。国有財産特別措置法の改正により、里道、水路等の法定外公共物について、国から市町村へ譲与される根拠規定が設けられました。皆さんのお家の下に水路が通っていたり、あるいは昔からの道が、通っておるといふ方もあるかと思えますけど、そういった里道、水路が、国から全部町に譲与をされたということでございます。旧町によりまして申請をされまして、平成17年3月31日までに譲与されたと認識しております。

地方分権推進委員会は第4次勧告において、法定外公共物は国の公共用財産でありながら、事実上の機能管理は市町村が行ってきた。また、国家賠償法による管理の瑕疵にかかる責任は、市町村が負うなどの問題点があるとされ、これを受けて法定外公共物である里道、水路は、地域住民の生活に密接に関連するものであることから、基礎的な地方公共団体である市町村が機能管理、財産管理を行うことが適当とされ譲与に至ったと、このように認識しております。

このことは市町村にとりまして、大きなメリットがあるとされております。土地の所有者であった国の承認の必要がないわけですので、みずから考え、みずから行う地域づくり、こういったことを考える上でも大いに寄与する。それ以上に住民にとりまして、これまでこういった里道、水路を占有しよう、あるいは払い下げを受けようと思いますと、財務局まで行って手続をする必要があったわけですが、それが全く必要なくなった、このことは大変なメリットだと、そのように考えております。

そこで町長にお伺いいたしますのは、この譲与を受けた財産の管理は、自治事務として市町村がその管理を行うこととされていますが、これについて町の考え方というのは、現在どのようになっていますか。これは財産管理ですから、そのまま置いておくにとどまらず積極的に調査し、売却、占用、そういった指導を行う必要がある。売却すれば、当然その対価は町に入ってくると、こういうことであります。もっとPRする必要があるんじゃないかなと、このように考えております。

それから最後に、申請時にその手続から漏れた里道、水路というのがあられるわけでございますが、

そのことで結果的に譲与されなかった、こういった物件というのが、一体どのくらい残っておるのかな、こういったことについてもお伺いしておきたいと思います。

以上、3点につきまして質問をいたしました。町長のご所見をよろしくお願ひいたします。

議 長（糸井満雄） ただいま勢旗議員の一般質問中でございますが、ここでいったん休憩を挟みたいと思います。休憩後、町長の答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは50分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時50分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の1番目、職員定数と事務事業等の見直しについてのご質問にお答えいたします。

昨年9月に策定しました与謝野町行政改革大綱では、職員数を平成30年度には230人程度にすることを目標といたしております。平成20年4月1日現在の職員数見込みはとのご質問ですが、一般会計で270人、特別会計等で25人、合計295人の予定でございます。合併時の平成18年3月には323人ございましたので、この2年間で職員は28人減少することとなります。

次に、現時点での適正な職員数はとのことでございますが、合併協議でもご議論され、行政改革推進委員会でもご議論いただき、合併特別期間内に類似団体並みに削減すべきであるとか、もっと早く類似団体並みにすべきであるとか、いろいろご意見もお聞きいたしております。最終的には、施設の統廃合などの進みぐあいを見ながら、類似団体並みの職員数にすべきであろうというふうに考えております。

なお、この類似団体数値は、毎年更新されておりますが、行政改革大綱で議論されていた数値、すなわち230人程度が本町の職員数の目標数値と考えております。

次に、職員補充はどのように考えられているのかについて、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり行政改革大綱の答申でも、優秀な人材を広く求め、あわせて民間の派遣会社から求めることなどが盛り込まれておりますが、これにつきましては、現状では合併で大きくなった組織を適正な規模にスリム化していくことに重点を置いており、当分の間は退職職員の補充は、現職職員の配置転換でできるだけ対応し、職員補充をする場合については、有資格者の確保など必要最低限度の補充を考えております。

また、役場組織の人材の新陳代謝も考えておく必要があると認識しておりまして、長期的な視野に立って、次代を担う優秀な人材を育てる必要がありますので、できれば3割程度の退職者補充は、必要ではないかというふうに考えております。

次に、2点目の組織の改編を含んで、新年度ではどのような見直しの成果が盛り込まれているのかということについて、お答えいたします。

行政改革元年となります平成20年度では、事務事業については町長の交際費、電算システム管理、各種施設の維持管理費などを見直しております。



また、官民との仕事の仕分けについては、特に公共施設の運営で、指定管理者制度のさらなる導入を進めることとしており、大内峠一字観公園を、この制度を活用して運営していく予定をいたしております。

あわせて職員の給与の抑制にも取り組むこととしており、行政改革元年としては、まずは町組織から歳出の抑制や削減に取り組み、住民サービスへの影響は極力抑えようという考え方でスタートを切りたいというふうに考えております。

このような中、合併当初から庁舎の総合庁舎方式について各方面からご意見も承知しておりますし、地域振興課のあり方についても、さまざまなご意見を伺っておりますので、平成20年度に役場組織で内部検討を行い、その後、住民の皆様のご意見も踏まえた上で、組織の改編も含めて考えていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、3点目のNPOを活用する方法が検討されるが、これについての考えはということについてでございますが、総合計画にも盛り込んでおりますように、自分でできることは自分でする「自助」、地域でできることは地域でする「共助」、事業者でできることは事業者でする「商助」、これを住民の皆様にご理解いただき、この前提で行政のかじ取りをしていきたいというふうに考えております。すなわちNPOと町との協働で、自助・共助・商助を進めることは、まさにこの考え方に最適であろうというふうに思っております。

本町では、これまでからさまざまなNPOが活躍されております。例えば福祉関係では丹後福祉応援団、環境関係では丹後の自然を守る会、さら丹後NPOセンター、野田川よいまちづくりの会、加悦鉄道保存会、田舎暮らし、天橋立座など、それぞれのNPOが、それぞれの分野で活躍されているところでございます。

特に近年、地球温暖化が問題になっており、環境分野の課題解決が重要になってきております。この分野で活躍のNPOと連携しながら、地球環境や身近な環境に配慮していく行政施策を進めていきたいというふうに考えております。

具体例といたしましては、NPOが食用廃油を回収して精製したバイオディーゼル燃料を、この地域で有効に利用することを目指して、給食センター配送車や衛生プラント収集車等に、この燃料を使用することをさらに進めていこうと、20年度当初予算にBDF燃料給油施設の建設費を計上いたしているところでございます。これは1例であります。今後もNPOとは協働しながら、行政施策を進めていきたいというふうに考えております。

2つ目の質問にございました官か民かとの仕事の仕分けについては、明確な線引きは非常に困難であろうというふうに思っております。しかしながら、財政状況がますます厳しくなる状況では、NPOを活用するというようなそうしたお上意識的な考えではなく、住民サービスを提供したり、環境保全をしたり、地域の活力を高めたりする、そうしたパートナーとしてNPOと連携していきたいというふうに考えております。

次に、2番目のLLP(Limited Liability Partnership)制度の活用が、町に活気を呼ぶツールになるのではとのご質問でございますが、平成17年6月から新たに制度化されましたLLP、つまり有限責任事業組合の制度は、資金がなくても専門技術やノウハウを持った人的資源と企業が力を合わせて、新たな事業に取り組みやすくするための事業制度で、個人または法人の共同事業における活用が期待されております。

また、この制度によって共同事業の活性化を図るのもねらいですが、この制度の最大のメリットは、課税方式と言われております。法人でないため、どんなに黒字が出ましてもLLP自体には課税されず、逆に赤字となった場合、出資者は割り振られた損失分を企業や個人の所得から差し引くことができ、組合にとって節税にもなります。この場合は、損失は出資金額の範囲内までということにはなりませんけれども、そうしたことになります。

ご意見にもございますとおり、一定の要件をクリアすれば金融支援や補助金等の支援も受けることができ、また、LLPはリスクを限定してプロジェクトを行うための機能として、町内織物業や観光関連業との連携をはじめ、新たな展開を求めるためのシステムになることは、間違いのないというふうに考えております。

しかしながら重要なことは、各企業や団体がしっかりと目的や目標を定め、今後どのような事業展開を模索していくかが大切であり、単にLLPのみならず、LLC、これは合同会社を立ち上げられたとしても、机上の空論にならないようにしていただかなければならないというふうに感じております。

議員もご承知のこととは存じますが、先ほども言われました与謝野町内でLLPを立ち上げられて活躍されていますのは、野田川商工会青年部が取り組みましたシャンクール事業を発展的な形で起業化された、有限会社事業組合シャンクールがございます。このような形態で、若い方々が新たな発想で取り組んでいただくことを期待いたしておりますし、行政としましては、国や京都府などからの情報を得て、さらには財団法人京都産業21等との連携により、各企業がこういった制度を十分理解していただくようなきっかけづくりを、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3番目の法定外公共物の売却を問うとのご質問でございますが、与謝野町におきます法定外公共物とは、町が管理する公有財産でございます。1つには、道路法が適用されていない道、もう1つは河川法が適用、または準用されない水路、河川、ため池などを言い、そのほとんどが法務局に備えてあります公図の中に赤色で示された里道、青色で示された水路でございます。

その国有里道や国有水路など国有財産であったもののうち、現に公共の用に供しているものについてのみ、市町村に譲与するための根拠規定を定めた国有財産特別措置法第5条第1項により、平成16年度から国から譲与が完了しているものでございます。そして町長は、その法定外公共物を常に良好な状態に維持し、適正な利用を図るよう努めなければならないと、与謝野町法定外公共物管理条例に定めております。

そうした意味から、1点目のご質問の譲与を受けた財産に対する町の考えにつきましては、現に公共の用に供している法定外公共物について常に良好な状態に維持し、適正な利用を図るよう努めるのが町の使命というふうに考えております。

しかしながら議員もご指摘のように、膨大な数の譲与財産の特典について、現に公共の用に供しているものは、町でその機能を喪失しているものは、引き続き国で管理するという規定により、1カ所ごとに現地確認をしながら特定していくことは非常に困難でありましたので、法務局の公図をもとに、ほとんどの里道、水路について譲与を受けたものでございます。

このため譲与財産の中には、現に機能を有しているものと、既に機能を喪失しているものがあるかというふうに思います。機能を喪失しているものについて譲与を受けるということは、

本来の趣旨から外れますが、将来機能を回復させるという考え方で譲与を受けたものでございます。

譲与財産のうち、現に公共の用に供しているものの維持管理につきましては、地元のご協力をいただきながら工事の承認や占用等、法に定められた道路や河川に準じて行っております。また、機能を喪失しているものについては、今後機能を回復させることがあるのかのそうした検討をし、その結果、機能回復の必要性のないものについては、与謝野町法定外公共物の用途廃止及び売却要綱に基づき、売り払いを行うこととしております。

しかしながら、用途廃止につきましても該当する法定外公共物に接する土地の所有者全員や地区の代表者、農業関係者などの同意を必要としておりますので、町内全域でもそんなに多くの箇所、面積になることはないというふうに考えられます。そういったことから占用等の申請行為についてのPRについては、現在ホームページでも掲載しており、積極的に行う必要があるというふうに考えておりますが、売却については国から譲与を受けた本来の趣旨、現に要するに公共の用に供しているものに、そうしたものにそぐわないものもあり、譲与から間もない現時点において、積極的なPRは控えるべきだと考えておりまして、実際に特定された物件について具体的なご相談をいただき、個々に対応させていただくことが適切であるというふうに考えております。

また、譲与の申請につきましても、申請の時点で妥当となるものすべてを前提に申請しましたが、法定外公共物の件数については膨大な数であり、該当物件でありながら申請漏れとなっているケースもあるかというふうに思われますが、件数については把握しきれておりません。追加申請につきましては、現に公共の用に供しているものについては行いますが、その機能を喪失しているものについては、管理を国が行うこととしていることから、今後も基本的には行わないものというふうに考えております。

以上、勢旗議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 町長の答弁をいただきまして、まずは行政改革大綱で、これに沿って進められるという場合に、私は町長の方針と言いますか、こういうふうに改革をしていくという改革の遺伝子と申しますか、DNAと申しますか、そういうものをやっぱり職員に植え込んでいく。その町長の構えを、そのことが私は非常に大事なのではないかなというふうに思っておりまして、今のところ減るということはわかるんですが、減る過程はわかりまして、それによってこういうふうにこの役場、あるいはこの町を、あるいは全体の業務を、こういうふうにつくり変えていくと言いますか、そういうあたりが私はもう少しはっきりした方がいいんじゃないかなという気がしますのと、それからやはり行革の担い手というのは、私は第一線の職員だと、こういうふうに思っておりまして、そこのところをその職員さん個々が、そういう構えにならないと、これはもう進まないわけですので、そのためには町長はこういう方針でいく、あるいはその成果は、到達点はここだということを、単に230人という数字にとどまらず、やはり一定のまちづくりの中で、こういう面でそれぞれ職員がかかわり、あるいは町長として、こういうふうなやっぱり道筋を考えているということを、私は明らかにしてもらおうことが、必要ではないかなというふうに思っているんですが、そこのところが1つありましたらお聞かせをいただきたい。

それからもう1つ、NPOにかかわりまして町長がおっしゃいましたように、京都府下でも誇

るべきようなNPOが、この与謝野町にも幾つかございます。今年度の予算でお話がありましたバイオディーゼルの燃料の関係もございまして、福祉応援団にいたしましても非常に立派な活動をされているというふうに思うわけですが、これからやはり町長がおっしゃいましたようにNPOをどんどんつくっていくということになりますと、若干の町としても、その仕掛けが必要なんではないかなという気がいたします。

と言いますのは、町の税条例を見てみますと、例えばNPOが収益事業を伴わないものについては、これは非課税とはっきり書いてありまして、これは先進的なのか、準則でそうなってるのかわかりませんが、これは評価をするわけですが、やはり収益事業を伴うということでスタートをして、やられたところも幾つかあるわけですが、なかなか収益事業に結びつかないと、こういった団体でありますけど、やはり今の仕組みでは、もう税というのは避けて通れないわけですから、その辺についても若干、支援体制が、税制支援というものが必要ではないかなと、そんなふうに考えております。

例えば均等割が5万円としますと、5万円それを全額減免をするということは、例えば交付税に3万5,000円の影響が出るのではないかなというふうに考えますと、その残りの額1万5,000円というものであっても、そういった若干の支援というものが、私はある方がちょっと進みやすいのではないかなと、こういうふうに思っております、これが今後地域の中で、いろんな格好で組み立てがされないと、町長がおっしゃるとる格好の協働が遅れてくるのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、この2つのことにつきまして、1点目のことについてはお尋ねをしたいと思っております。

それから、このLLPにつきましてはやはり情報を、町に何と申しましてもたくさんの情報が入るわけですから、そういった情報を現在やっていらっしゃるところにはですし、ほかにもそういった制度がありますよということで考えていただきたいなと。ただ、これは税の面から考えますと、町には税金が入りにくくなるかなという気はしているんですけども、そういったことがありましても地域に活力が出ないと、これは町自体が繁栄しない、活性化しないわけですので、ひとつそういったことをご検討いただきたいと思っております。

それから3点目の法定外公共物の譲与につきましては、新しい予算でも占有料が計上されているということは確認をしております。ただ、やはり実際にはそれぞれの個人が、もうずっと何十年も使っていらっしゃるところも、もうこれはたくさんあると私もは思っております、そういうところはやっぱり町が手続を促して、そして売却をしていくと、そういうことが私は正しいのではないかなというふうに思っておりますので、その辺につきまして、実際にはなかなか難しい面はあろうかと思っておりますけれども、やはりそれぞれのそういった土地に隣接している人、あるいは土地を敷いている人という方は、そういうことができるんだということが、まだまだ行き届いていないというふうに思いますので、PRをしながら、ひとつその面をさらに強化をしていただきたいなと思っております、町長が非常に財源で苦労してる、そういったことの若干のことにでもつながるようなことが下までやっぱりおりていくということが、大事ではないかなというふうに思っております。特に町長の方から、ただいまのことで答弁がありましたらお願いします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほどもお答えいたしましたように、町の職員の定数と事務事業等の見直しという中で、なかなか町長の考え、あるいはその方向性が見えてこないという、今不安があるのかというふうに思います。

そうした意味で先ほども申し上げましたけれども、この平成20年度でもう少し突っ込んだと言いますか、今の適正化を図っていくための事務事業を見直すというようなこと。あるいは人材を育成していく、また事務事業の委託や施設の管理運営を見直していく等々のそうした計画は持っておりますけれども、それらを具体的に、じゃあどういうものをどうしていくのかというようなことも含めて内部で、まちづくり本部会等で協議をした上で、具体的なことをできるだけ今年度中に方向性を出していきたいというふうに思っております。

その中でも、できることから取り組んでいるというのが今の現状でございますので、ある程度計画的に。例えば今ある庁舎を、じゃあどういう形にするのか。それについては時期等、それから職員の配置等、またいろいろと機器の運用するためのそういう準備だとか、そうしたことも絡めてすぐにできないこともありますし、それらについては一定の年次的な計画を持って、この年度でこうする、ああするというそうした計画を、もう少し詰めていきたいというふうに考えておりますので、この20年度中にそうした方向性を打ち出して、徹底をしていきたいというふうに考えております。

それからNPOの件ですけれども、これは本当に自主的に、自分たちがやっていこうということで組織化されたところでございます。先ほども申し上げましたけれども、廃食油の回収で新たなバイオディーゼル燃料をつくっていくと。そうしたことも京都市あたりでは京都市が、行政が主導でやっておられます。そして住民の方たちが、それに協力していくという形ですけれども、まさしくこの地域はそうではなしに、NPOの人たちが活動を始めて、それに対して住民も協力していく、また行政もできるところで協力していくという、そういう形でございますので、非常にそうした取り組みについても、先進的な形をとっているというふうに思っております。

ですからNPOの方たちではできない、また町の全体にかかわることについては、行政は税制等のことで支援するというのではなしに町として必要な、先ほど申し上げましたように、そういう給油をするための施設を町で整えると。NPOの人たちの活動と、町民の人たちの活動と、町のそうした施設設備等が絡んで進めていくというような、そういう考え方で、まさしくそれが協働だというふうに理解しておりますので、そういう形で進めていきたいと思っております。

福祉も同じでございます。NPOの人たちが自分たちでやれること、その中でどうしてもできないことについては、町がある補助を打っていくと。施設建設についても補助を打っていくという、そういうお互いの必要の力を出し合って進めていくという、そういう考え方でNPOについては進めていきたいと思っておりますし、どんどん町がつくっていくという、そうした考え方はございません。やっぱり自発的にNPOの方たちが起こされて、その活動が町にとっても大事なことであることについては、協働をしてやっていくというふうな考え方でございます。

それからLLP制度につきましては、非常に新たなそうした制度ができてきまして、大いにこれらも研究をし、活用していく必要があるのではないかなと思っておりますし、いろんな情報の提供につきましては担当課の方からも、もう少し町民の皆さんにもお知らせしていくようなことができればというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 町長の方からしっかり答弁をいただいたと思っております。

最後に申しましたいわゆる法定外公共物につきまして、今後さらにPR等を進めていただいて、そして町長がおっしゃったように、数人の方の了解を得んならんとすることもございますけれども、そういった部分でない部分も、そういった箇所でないところも現実にあると、こういうふうになっておりますので、そうしたことが十分住民の方々に伝わっていかねばいいと、このように思っておりますので、そのことをお願いしまして終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に財政状況の厳しい折でございますけれども、住民へのそうした法定外公共物の広報につきましては、やはり一層推進することとして、おのおののご相談につきましても少しでも財政的に貢献ができるような、そういう現地の確認、あるいは調査についても強化していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

1 1 番（勢旗 毅） ありがとうございます。

議 長（糸井満雄） これで勢旗 毅議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤幸男議員。

7 番（伊藤幸男） それでは私は事前通告に基づき、第1点目は、深刻な事態になっている農業問題と、第2点目は、4月から実施される後期高齢者医療制度の問題で一般質問を行います。

ご存じのように自民党と公明党の連立政権の構造改革路線によって格差と貧困が急速に広がり、都市と地方の地域間格差も拡大し、特に農漁村部の市町村では経済的な衰退は極限状態とも言える事態に直面しています。地方の時代と呼ばれて久しいわけですが、今、国を挙げての地方再生に向け全国の自治体ではもがくように、必死になってその取り組みを始めています。

私はこの取り組みを本町でも本物にしていくために、この町の農業や医療の環境を、なぜこういう現状の事態になったのかという点も含め、どうとらえ、どう立ち直らせていくべきかという角度で、私自身の見解、提案も述べ、質問させていただきたいと考えています。

初めに、農業や医療制度を取り巻く情勢について触れておきます。

私たちを取り巻く雇用や暮らし、営業が深刻な事態に追い込まれた原因を、大多数の国民は今の自民党と公明党の政権、いわゆる長引く自民党政治の構造改革路線にあると考えています。その証明は昨年夏の参議院選挙で、明確に判断を下されたことで示されていると考えています。参議院選挙の国民的審判が下された後、その審判に畝を向けるような福田自民党総裁と、小沢民主党党首による大連立や裏協定問題がありましたけれども、明確に政治の流れは潮目が変わってきていることが生まれています。

例えば台風災害などによる被災者住宅の支援法が、与野党一致で可決されたこと。薬害肝炎の補償制度が抜本的に充実されたことなどであります。さらに注目したいのは、政府による戦争ができる国づくり、構造改革に対抗する動きがさまざまな形で全国に広がってきている点です。これらは従来、政府与党が決して譲らなかつたために、長年実現しなかつたことであります。

しかし政治全体の流れが変わったわけではなく、福田政権も執拗に構造改革路線を引き継いで

おり、今後の国民世論の動向が注目されていますが、まさに大企業中心ではなく、国民の家計に軸足を置いた政治が強く求められていると言わねばなりません。

話を戻しますが、この自民党、公明党政権の結果、ご存じのようにこの与謝野町も含め、全国の地方の農漁村部では、国からの地方財政も毎年削られ、さらにまた福祉、医療、介護、年金など社会保障の切り捨てなども加わり地域経済の衰退、貧困の格差を生み出しています。この1分野が農業であり、医療であると考えています。

この地域間格差の解消に対して、全国で一連の地方再生の取り組みが始まっていますが、ここで大事なことは、間違いや失敗を繰り返さないために、こうした現状の原因を明確にすることが大変重要だと私は考えています。地方再生の取り組みや、各分野で進められることは大変大事なことです。しかし、少子高齢化と人口減の課題などを抱え、公共交通網の膨大な負担を負わされた農漁村部の市町村であり、しかも政府からの先ほど申し上げた地方財政の切り捨てで、財政的危機に追い込まれている市町村にとっては、農村対策や医療対策を抜きに地域活性化、地方再生はできないという点であります。この地方再生の問題は、別の機会に私は取り上げたいと考えています。

それでは、1点目の農業問題です。

私が言うまでもなく、全国の農家も与謝野町の農家も重大な状況に置かれています。本町の中心的な作物である米づくりは、とりわけ深刻な状態になっています。米価は毎年下がり続け、ことしのコシヒカリ1等米の仮渡し価格は30キロ当たり5,750円、昨年は7,250円ですから、少なくとも1,000円の値下がりになってと言えます。かつて1万円を超えていた時期からすると、半値と言える事態であります。

財界の代弁者とも言うべき政府の経済財政諮問会議が示す4,000円に近づいているわけで、政府はもっと下げるべきだという立場であります。しかし、農水省が示す米の生産コスト、60キロ当たり1万6,820円と言っていますから、このうちまた労賃は1日2,046円で、1時間当たり256円となりますから、これは最低賃金の1時間当たり684円、これの約4割にとどまり、政府、農水省自身が最低賃金制度を公然と破り、違法行為をしていることとなります。ですから農家は、米の生産コストよりもはるかに低い出荷価格になっているわけであります。

特に政府がモデルとして規模拡大をしてきた大規模農家ほど、被害の影響は大きい現状になっていることも重大な問題であります。農業の専門家の中でも日本で米をつくるのは、2種兼業農家だけになるのではないかと語っているほどであります。これでは農業の若い後継者ができないのは、当たり前ではないでしょうか。

米余りが理由にされ、転作、減反を今でも強制的に進めています。米の需要は844万トン、生産は840万トンであり、自給率は100%を割っています、これが現状です。瑞穂の国、米づくりの日本で、これは放置できないことでもあります。ミニマムアクセス米が年間77万トンも輸入されているからであります。世界の食料危機や環境対策などからも、農政の根本的な転換が求められています。

米は瑞穂の国と呼ばれるように日本の最大の主食であり、酒でも寿司でも味噌でも菓子でも、日本の長い伝統の中で培われてきた食味であります。近年外国人に、この日本の米を中心とした和食に対して高い評価と関心が寄せられ、そのすばらしさが見直されています。世界的な食料問

題では米とは異なりますが、例えば食料としての牛1頭を育てるのに、6～7町歩の面積の草が必要と言われていますが、近年では、おいしいステーキの肉にするために、数十人分の食料としているトウモロコシなどを食わせている、こういうことが指摘されています。世界規模で見ると、こうしたことは食料対策や人口問題から考えたとき、まさに逆行したものと云わねばなりません。

また今、中国餃子事件が起き、この間、食の安全にかかわる諸事件も含め、国の食の安全と自給率向上が強く求められています。輸入依存の日本政府の農業の位置づけが、鋭く問われているのです。この姿勢は世界の先進国の流れから見ても、まさに逆行するものであります。

政府は新しい基本法をつくった際にも自給率だけは守りたい、その目標を守りたいということをお願いしてきました。しかし最近とっての態度は、まさに放り投げています。私は全産業の中でも、最も中心的な基幹産業だと考えています。環境問題や災害問題での位置づけも欠かせませんし、当町の場合ですと循環型農業を目指す、この上でそういう点で位置づけ、農村地域という本町の置かれている中での、まちづくりの位置づけが大変重要だと考えています。

今の日本では、私たち日本共産党は農作物の自給率を抜本的に引き上げること、農業予算の中での欧米並みに所得保障、価格保障の枠を拡充すること。将来を展望し、後継者の育成に力を入れること。大規模経営や集落営農だけでなく、日本の農地にふさわしい家族農業も含めて応援する農政に転換すること。そして無制限の輸入自由化をやめ、各国の食料主権を保障する貿易ルールを確立し、農業の共存を目指すことだと考えています。

それでは、第1点目の農業問題の質問に入ります。

食の安全や自給率向上の問題など、日本の最重要の社会問題となっていますが、本町では産業の中で農業をどう位置づけられておられるのか、お尋ねしたいと思います。

2点目、旧町から進めてきた本町の農業施策である循環型農業は、大きな注目を集めています。後継者問題や価格の暴落、有害鳥獣対策など今後の農業施策の対策をお聞かせいただきたいと思っています。

3点目、今の国の農業政策が、本町のような地域の実情に合っているととても考えられません。この点でのお考えをお聞かせ願いたいと思っています。

4点目、地方の時代とか、地方再生とか言われていますが、現在の農政はこれに逆行していると考えています。国に農業政策の転換を求めるべきではありませんか。このことを町長にお答え願いたいと思っています。

続いて、第2点目の後期高齢者医療制度の問題に入りたいと思っています。

4月から後期高齢者医療制度が実施されますが、この間、議会でもさまざまな問題が指摘をされていることで明らかになったと思います。今でも少なくない住民から、不安や問い合わせが寄せられています。この制度については全国の27%に当たる500を越す地方議会で、見直し、中止・撤廃を求める意見書を政府に提出していることです。このことは大変重要な意味を持っていると考えています。

本町でも請願審査の際、私が討論でも述べましたように、重大な問題が多く含まれています。その一部を指摘しておきたいと思います。

1つは、2年ごとに見直される高い保険料の問題、これは見直されるごとに値上げになることが、かなり強く予想されていることです。



2つ目、年金が月額1万5,000円以上の人から、保険料を自動的に天引きする問題です。これは介護保険料と同この制度の保険料、この合計額が50%を超える方は特別徴収、いわゆる天引きをしない、対象にならない、こういうことです。しかし、これを裏返してみたときに、そこまでは取っていいのかという点が大きな問題になりますし、同時に、仮に1万5,000円を例にとって考えると、7,500円ぐらいで暮らしていけるのか、生存権を奪うことになるのではないか、こういう問題が起きてきます。

3点目、滞納すると、この後期高齢者医療制度の保険証を取り上げる問題です。これは保険制度の大原則の1つであり、保険証を取り上げるなんていうことはしないというのが大原則の1つであり、世界中を探してもこうしたことはありません。

4点目、この間、中協医の報告で明らかになった差別医療の問題です。いわゆるお年寄り医療の治療の制限を受けるという問題であります。

5点目、健康診断事業の問題。この本制度では市町村に任されておりますが、従来では本町の場合、無料健診をやってまいりました。同制度の場合、制約があるのではないかとあります。

6点目、住民へのこの制度の説明の徹底の課題であります。こうしたいろいろな課題があるわけですが、これを踏まえ、質問に入りたいと思っております。

1つ目の質問、4月実施の同制度については、さまざまな重大な問題が残されていることは、この間、議会でも取り上げてきました。80年代半ばから、臨調行革による国民健康保険制度の改悪や、7年前から始まった介護保険制度、もうこうしたこと以上に重大な社会保険制度の大転換、破壊だと私は考えています。

本町でも格差と貧困が広がる中で住民負担の増大は避けられず、高齢者の負担増が予想されるもと、町独自の支援策がどうしても必要と考えているわけですが、どのようにお考えかお尋ねしたいと思っております。

2つ目、同制度では、保険料が払えない滞納者から保険証が取り上げられるという問題に、本町の場合はどういう対応をなされるのか、お聞きしておきたいと思っております。

3つ目、健診では京都府広域連合は健診の保健事業を設けて、市町村が行うことになるようですが、どうなるのか。

4点目、同制度の実施で保険財政などに影響はないのか。

5点目、今少くないお年寄りから、この制度への問い合わせと批判、問い合わせ、苦情が相次いでいます。この制度の4月実施について無理があるのではないか。国や府に中止・撤回を求めるべきではないのか。この点を町長にお伺いして、私の第1回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員からのご質問にお答えいたします。

ご質問の1番目、農業問題についての1点目、当町の産業の中で農業をどう位置づけているかについてでございますが、昨年を総称する言葉が「偽」という漢字でありましたように、食品表示の偽装問題や賞味期限切れ商品の流通など、食を取り巻く国民の不安が、昨年ほど大きく取り上げられた年は、なかったのではないかとこのように思います。

あわせて中国産冷凍食品に有害な物質が混入するなど、輸入に依存し、自給率が40%を割る日本の食料事情が大きな社会問題となっております。

このように食の安全が強く求められている中で、当町の農業においても安心・安全な食料を提供するという大きな責務を担っており、一昔前のように1つの産業として所得の向上を図るだけではなく、人々の暮らしに欠くことのできない安全な食料を安定的に供給することにより、食の安全や地域の食料自給に少しでも貢献していただく、そうした重要な産業として位置づけていかなければならないというふうに考えております。

2点目の今後の農業施策の方向についてでございますが、ご指摘のように昨年の米価下落を受け、農家は大きな不安を抱かれた中で、ことしの農繁期を迎えようとしておられるのではないかとこのように推察いたしております。

こうした中で、当町が新興する京の豆っこ米は、一般米価格が下落する中であって、比較的安定した有利な価格で取り引きされ、やはり安心・安全にこだわった特徴あるお米が、市場には受け入れられるということを実感された農家が、多かったのではないかとこのように思っております。

国民の米消費が拡大する期待はなかなか持てない中で、米価は今後も低く推移することが予測されますので、今後の農業を推進していくためにはやはり消費者に信頼され、市場の評価を得る農産物の生産を新興することが重要で、何よりも所得の向上に資することが農家の意欲に大きく貢献し、後継者問題や有害獣対策などに悩む地域の解消策にもつながるものというふうに思っておりますので、当町も自然循環農業を初めとした売れる農産物の新興と、販路の安定拡大を支援する施策を、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

3点目の国の農業施策が当町などの地域の実情に合っているかということでございますが、農家の気持ちにしますと、必ずしも地域事情に合っているとは、言いがたい施策もあるのではないかとこのように思っております。

国は国全体を見て需給バランスや国土の荒廃、他国との力関係といったグローバルな観点から施策を打ちますので、やむを得ない側面もありますが、一地方から見れば、例えば昨年の米価下落を受けて、このほど生産調整の新たな助成措置として、緊急に制度化された地域水田農業活性化緊急対策につきましてもあまりにも唐突であることや、これまで生産調整に参加してこなかった農家にはメリットがあっても、当町のように、これまでまじめに生産調整に取り組んできた農家には、割り当て以上の生産調整を5年間約束しないとメリットを受けられず、ハードルの方が高くて不公平感があるなど、冷やかに映っているのではないかとこのように思います。

そこで4点目の国に対して農業政策の転換を求めるべきというご質問でございますが、これは農業分野にかかわらず地方の時代と言われている今日、支援策を国の示したメニューどおりに限定せず、一定のルールだけ決めて、具体的な手法は地方に任せるといった裁量が望ましいのではないかとこのように思っております。

現在、農業分野におきましても農地・水・環境保全向上対策事業のように、地域が比較的自由にやりたいことが選択できたり、生産調整の実施を支援する産地づくり交付金のように、新興作物や交付単価など使い道を限定せずに、地域みずからが決め、地域みずからが組織する協議会に直接一定額を支援するといった制度がふえてまいりましたが、このようなスタイルが望ましいの

ではないかというふうに思っており、こういった点で、転換はまだ必要ではないかと考えております。その上で国は国として、やるべきことをきちんとやっていただくことが必要であろうかというふうに思っております。

農地は国土であり、また、食料生産の大事な糧でもあることから、農地の荒廃を防ぎ、安全な食料を安定的に供給するシステムを構築するため、国民世論を喚起し、国民全体で国土と安心した暮らしを守る施策を展開できるよう、しっかりとしたかじ取りを、お願いしたいというふうに思っております。

続きまして、2番目、後期高齢者医療制度の実施についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、高齢者の負担がふえる中、町独自の支援策が必要とのことでございますが、高齢者の方にご負担をいただく保険料については、京都府全体の後期高齢者の医療給付額や所得により定められていますが、ご承知のとおり医療環境の整った京都市、あるいは京都府南部地域の医療給付額は、北部地域と比較し格段に高くなっております。

このため北部地域の医療給付額が極めて低い状況を考慮すると、同様の保険料負担を求めるのはあまりにも不公平であることから、医療給付額が市町村では一定期間、均一賦課を適用した軽減措置がとられることとなります。1人当たり医療費が府内で低い当町の医療保険料は、不均一賦課により向こう6年間は、府指定の保険料より軽減され、その額は当町の保険税と比較して著しく乖離しない保険料額となっております。また、納めていただく保険料についても国保税と同様に、所得の低い方に対しては7割・5割・2割の軽減を適用されることとなります。

次に、医療機関で受診された場合の一部負担金についてでございますが、後期高齢者の方すべてに該当しませんが、障害のある方のうち障害者手帳1、2級と、療育手帳のA判定の方については、京都府と町とで高齢者健康事業として一部負担金の金額を助成させていただいております。さらに与謝野町独自の支援制度として、身体障害者手帳の3級及び療育手帳のB1判定となっておられる方に対しましても対象等級を拡大し、自己負担額の全額を支援させていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

次に、2点目の保険証にかわる資格書の交付についてでございますが、昨年11月27日の全員協議会において、後期高齢者医療制度をご議論いただきましたが、その際、担当課長が説明しましたように、この法に規定された趣旨は、負担能力があるにもかかわらず保険料を納めない方の未納分は、他の被保険者の負担になり被保険者間の公平が損なわれるため、適正な保険運営を確保するためこの規定がされたとなっております。被保険者の実情をよく踏まえ、適切に運用するとされておりますので、お話をよく聞き、一律的に資格書の交付をするようなことのないよう、一定の基準を設けるよう調整しているところでございます。

次に、3点目の後期高齢者の健診についてのご質問ですが、ご承知のとおり健診については保険者が行うこととなっており、広域連合で行うこととなります。しかし、そのようなことは無理であることから、健診は市町村が実施し、その費用については一定基準に基づき市町村に支払われることとなります。したがって、75歳以上の後期高齢者の方については、町で行う国保の健診の際、受診していただくことになり、健診負担金は無料でございます。

次に、4点目の後期高齢者医療制度の実施による国保財政への影響についてでございますが、まず、国保税の収納につきましては、75歳以上の方の収納率は納税意識が高いこと等から、国

保財政において貴重な財源でございました。しかし平成20年度からは75歳以上の方は、すべて後期高齢者医療制度に移行し、国保加入者でなくなることから、国保税の収納について心配な面がございますが、口座振替の推進等により確保に努めてまいりたいというふうに思います。

また、国保財政の大きな財源であります国・府の財政調整交付金は、高齢者人数により算定されていた部分があり、これが交付税算定上、今後どのように変わるか、そうした不明な点がございます。

次に支出では、後期高齢者支援金が京都府全体の医療費に対し、一定割合で負担を求められるのではないかと心配しておりましたが、これまでの老人保健拠出金と同じように、与謝野町の後期高齢者の医療費割合により負担するとのことで、一定安心をしたところでございます。

以上のような部分が心配されますが、今後の国等の動向により財政運営が大きく変わることも予想されることから、情報収集に常に適正に対応したいというふうに存じます。

最後に、5点目の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めるべきではないかのご質問でございますが、この制度の周知については国や府から情報が少なく、広報が不足している部分がありますので、町としては独自の広報誌の発行や、後期高齢者の方に対しての説明会を実施するなど、ご理解いただくべく制度の周知に努めているところでございます。

しかし後期高齢者医療制度の実施が来月に迫る中、制度の中止や撤回は、さらに混乱が大きくなると予想されます。このため制度開始後、いろいろなそうした問題が出てきた場合は問題点を整理し、国や京都府に対し制度改正の要望をしていきたいというふうに思います。

新たな制度である後期高齢者医療制度は、町が相談や申請の窓口となるため、役場職員が誠心誠意対応したいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上で、伊藤議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（糸井満雄） あらかじめ皆さんにお願いを申し上げます。

若干、昼が延びると思いますけども、伊藤議員の質問を続けていきたいというふうに思います。伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 詳しく踏み込んで答弁いただいたなというふうにも実感しているんですが、幾つか答弁の中で感じた点について、再度確認をしておきたいと思っています。

1つは農業問題ですが、2つ目にお尋ねした町の取り組み、今後の対策の問題で、かなり豆っこ米や、それから所得保障なんかも、大いにほかの制度を運用しながら頑張っていきたいということが述べられたと思っているんですが、私はここで考え方として、こういう山間へき地を持っている町村の場合ですと、質問の中で言いましたが、どうしても所得保障、価格保障制度をどう手厚くするかということ、やっぱり考えていかないとだめなんではないか。

かなり加悦の場合ですと、あつぷるふぁーむだとか、それから誠武農園さんなんかで、かなり後継者がつくられてきたという経過があって、やっぱりその部分をもっと広げるといいますか、援助していくというようなことも大いに検討が要るのではないかなというふうに思っています。この点で、もしあれがあったら教えていただきたいと思っています。

それから私の2つ目の質問ですが、農業問題の4点目で、いわゆる国の施策の転換問題を述べました。町長も裁量権を任せようという方向が望ましいと思うというニュアンスで、転換が必要ではないかという答弁だったと思います。私は非常にいい認識だと思っているんですが、た

だ、理事者の皆さんは僕ら以上に勉強されているんだろうと思うんですが、地方再生という今事業が、かなり国を挙げてやられています。この問題は質問でいいましたように、本格的には別にしたいと思っています。非常に大事な、僕からすると大事ではない、全くひどい側面を持った施策の展開になるんじゃないかということで危機感を持っていて、こういう側面をしっかりと理事者の方はよくとらえておられるのかどうかという点でございます。

次に、後期高齢者の問題について質問したいと思っています。

1つ目は、どうしてもこの制度上、市町村が財政的な支援も含めて、かなり手厚いフォローをしないと、スムーズに突入できないんじゃないかと、また、維持できないんじゃないかというふうに思っています。そこでちょっと1例だけ申し上げておきます。

新聞等々でも出ましたが、東京が1億4,000万円の金をかけて、都の財政をぶち込んで、この制度設計等スタートに資金運用をしたいということを決めました。これほど今の制度がひどいという証明なんですね。こんなことをしなきゃならないほどひどいという証明なんですよ、そのことを示していると思うんです。

まだありますよ、ほかのどこにも。例えば千葉県の浦安市なんかでは、保険料に助成をしています。ここでは1人当たり1万ほどの助成をしています。これはかなりほかの議員さんらもよく事態がわかったようで、かなり賛同の声もあったと聞いています。

それから、ほかでは健診についての支援を無料にするということで、これは本町の場合も国保と一緒にやっていくということですが、静岡の吉田町だとかいうところもやられています。そのほか今ずっと急速に、地方でも支援策が広がっているところですので、この点でぜひ可能なことを大いに接近をしていただきたいなという思いがあります。

それから飛んで3つ目の健診の問題について、基本的に国保の中でやるという話がありました。それは非常にいいことだと思うんですが、私がちょっと気になっているのは、まだ私が情報を得たのはちょっと前ですので、その後の変化があったか、担当課の課長でも結構ですが、教えてほしいと思っているのは、国は当初血圧を下げる薬は対象から外すと、健診の結果、そういうことは外すと。それからインスリンですね、この注射をしてる人も健診をやめると、こういうことを協議の中で言っていたわけですよ。この点のこうした問題を含めて、従来どおり健診がきちっとできるのかという点を、フォローとして国保並みにちゃんとできるのかどうかを、お尋ねしておきたいと思っています。

最後の問題のときに町長も答えていただいて、いわゆる町民への徹底の問題であります。これは非常に大事なことで、いい制度でも悪い制度でも、法律が決まれば実施しなきゃいけないという側面を持っていますから、4月から実施されるでしょう。そうすると住民への徹底問題は非常に大事だと思うんですね。これは私は行政からというよりも、やっぱり出向いて老人会とかいうところでも大いにやらないと苦情がもう集中すると、市町村が窓口で全部集中するというふうに思いますので、この点はこれから時間がなかなかないと思うんですが、なってからも含めて、そういう説明会を大いにつくっていく努力をしていただきたいなというふうに思っています。

それと同時に、その周知徹底の方法についても、大いに検討はしていただきたいというふうに思っています。国がつくったようなピラだけでは、ピンと来ないというような声も聞いてますから、やっぱり率直に町はこうですということも含めて、お願いしたいと思っています。

それから、もう1つ最後に、後期高齢者医療制度で、私はちょっと気になることを感じたので、この点での認識をお伺いしておきたいと思っています。

私もあまり深く勉強してなくて申しわけなかったんですが、この間、この制度ができる前から国は、前にも私は医療問題で質問したときにも言いましたね。フレームをずっとつくってきてるんですね。大きくは社会保障予算を2,200億円、どんどんどんどん毎年削ると、自然増は関係しなに削るということを決めました。そうですね、これは皆さん知ってのとおりです、繰り返し言いました。もう1つは今度のこの制度で、都道府県単位の医療費適正化計画というのがつくられている、これは課長も知ってると思うんですけど、問題はこの項目がどういう趣旨で設定されてるかという点ですね、どこに、どういうことが求められているかという点が、僕は事前通告を課長にしてないんで、町長がわからなかったら課長に振ってください。医療費がその目標に達成しないときは、どういう処置になるんかという点を聞きたいんです。これはぜひ答えていただきたいと思っています。

それから、もう1回戻ります。あと3分ですから最後にもう終わって言うときです。農業で言い忘れました。最後の1つ、知ってのとおりこの食料問題は、今、世界中の大きな問題の1つは認識の問題です。投機マネーが働いて、もうかるものなら何でもやれという。あるときはハゲタカファンドという話らしいけど、そういうグループの投機マネーが、食料にまでやってきてることなんですね。これはもう異常なんですよ。世界中がもう異常だということで、取り締まりしなきゃいけないという論議になっているようです。

そこで私はそういう問題も、やっぱり町としてもしっかり認識しておく必要があるんじゃないかというふうに思ひまして、町長にこの点での見解だけお聞きしときたいなというふうに思っています。

以上です。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） たくさんの再質問がございましたので、また漏れるかもわかりませんが、先ほどの農業問題の中で、山間へき地というこの地域的な特性の中で、非常になかなか難しいというお話でしたけれども、昨日も議員さんのお答えをしましたように、やっぱり個々の農家が一人で頑張っていくということは、大変難しいというふうに思いますし、ある程度の集落ごとのかたまり、あるいはそうした中でお互いに頑張っていくというような、そういう組織づくりや、今ある組織を有効に使った中で、お互いに助け合う中でやっていただくということも、これは大事なことではないかというふうに思いますし、なかなか後継者をつくり出していくことは難しいですけれども、やはり魅力あるそうした農業の芽が出てきますと、農家の担い手となる若い人たちも、またそれに向かって進んでいっていただけるのではないかというふうに思います。

そうした意味ではこの地域、とりわけ旧加悦町において取り組んでこられたいろんな試みは、非常に先進的なものの考え方ですし、また、それにのっとった形でぜひ進めていきたいというふうに思いますし、先ほどのそうした山間へき地の農地についても、やはりみんなで守っていくという、そうしたことに對して、町もできるだけの支援をさせていただきたいというふうに考えております。

やはり農家の土地であっても、これは与謝野町の土地であり、国の土地でありますので、やは

りみんなで守っていくという、そういう考え方が非常に必要ではないかというふうに考えております。

それから食料と言いますか、こうしたものが投資の対象になっているという、先ほども申し上げましたように、まさしく食の問題が単に食の問題ではなく、非常に政治的なそういう道具に使われたり、あるいは投資の対象になったり、まさに最初に申し上げましたような、いろんな「偽」という言葉があらわれたように、本当に本質が見えなくなるような複雑な問題になってしまっておりますけれども、やはり我々が食するものについては、もう安心・安全ということが大前提でございますので、そうした情報についてもやはり常にアンテナを張って収集をします。また、そうしたことに巻き込まれないような施策というものを、やはりきちんと打ち立てていく必要があるかなというふうに考えております。

それから後期高齢者の件ですけれども、いろんな助成制度が国によっても、それぞれの自治体においても考えられておりますが、できるだけ保険料の助成ということについても考える必要があるかと思いますが、今、与謝野町でとっております健診の無料化ということも、これも大きな助成につながっているのではないかというふうに思っておりますし、また、いろんな手だてがあるかも知れませんが、今のところこうした施策が今考えられる最大のところでございますので、また今後についてはいろいろと研究をしてみたいというふうに思います。

それから町民の方への徹底したPRということで、もう既に町の方も町独自のそうした広報紙を発行したり、あるいは住民の皆さんに対しての説明会を実施するなど、できるだけご理解いただくような制度の周知に努めているところでございます。

なかなか我々自身も中身のはっきりしてこない内容でございますが、できるだけ混乱の起こらないように、役場を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど課長の方ということでもございましたので、中身の件につきましては、わかっている範囲で課長の方から答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは私の方から、伊藤議員さんの質問に対してお答えしたいというふうに思います。

まず、1点目のいろんなお薬、インスリンとか血圧抑制のお薬を飲まれておられる方の健診等々のフォローということでございますけれども、国の方も一定町がやらなければならない仕事、また、医療機関で行わなければならないということを一定整理をしております。そういった中ではインスリンとか、もう実際にお医者さんにかかっておられる方については、お医者さんの方で指導するということがありますので、そういった方については健診を受けていただくことはできませんけれども、後の指導等については十分かかりつけのお医者さんと連携を取って、相談をしていただきながら治療等に当たっていただきたいというふうに思います。

それと先ほど町長が申し上げましたけれども、次に周知につきましては、本当に新しい制度ができますので、住民の皆さんはなかなかどうなるんだということが、わからない方がたくさんございます。そういったことがありますので、昨年11月からいろんな広報も出しておりますし、また、今月については、この「国保だより」の中でも詳しく出しております。それから、国の方

からのチラシ等々についても、ずっと皆さん方のお家の方にお配りする予定はしております。

しかしながら、なかなかそのあたりは紙だけではわからないということがありますので、ことしの2月4日あたりから各地区で行っていただいています老人クラブ会長さん会議でありますとか、総会でありますとかいったところに出向いておりますし、また、相談の窓口であります民生委員さんの集まりの中でも、何回か行かせていただいております。

そういったことで今後の啓発についても、今はもう本当に4月の保険証の発行事務でバタバタしておりますけれども、ずっと続いていきますので、そういった制度の周知についてはいろんなところに出向いたりしても、説明には行きたいというように思っております。

最後に、医療費の適正化計画でございます。これにつきましては、平成17年12月に制定されました医療制度の改革大綱が出されたわけなんですけども、この中ではそれぞれの保険者については、特定健康診査等の実施計画書をつくるというようなことが明記されておまして、与謝野町でもことし2月に適正化計画を策定いたしました。

こういった中では、この議会の中でも説明させていただいておりますけれども、一定5年後の目標数値を決めておまして、その国保での健診率については、65%を健診を受けていただく目標という格好になっておりますし、また、メタボリックの方に対しての指導も、そういった受けていただいた方の1割には指導するというようになっております。

これが今後実施できなかつたり、また成果が上がらなかった場合については、今の国の方の考えでは一定10%を限度に、この後期高齢者の支援金についてをプラスしたり、また成果が上がったところについてはマイナスをしたりします。しかし、国民健康保険の方についてはいろんな職種の方がおいでますし、また、なかなか指導が一般の社会保険と違いまして徹底しない部分がございますので、なかなかそのあたりの指導をしていくのが困難かなというように思っておりますけれども、町の保健師なり、保健課、また福祉課等々とも連携を取りながら、きちっと適用をしてみたいというように思っております。

以上、ちょっと答弁漏れがあったかもわかりませんが、伊藤議員さんの質問に対してのお答えとさせていただきますと思います。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありませんから大体わかりましたので、わかりましたというのは、納得というんでなくて、言ってることが大体わかりましたので、最後の答弁でいわゆる医療費の適正化計画ですね。これは概要は課長もよく理解されてるようですが、私はあえて言うたら不安がありますので、聞いておきたいというふうに思っています。

自治体が目標を立てたときに、それが下回る結果になったときに課長も答弁したよう、さじかげんでペナルティーがくるということですね。それは何でそうなるかというのがよくわからないんですけども、この間、前の一般質問で言いましたが、総枠で抑制するということが基本にあるんですよ、国は、だからそうなるんです。国民の健康を守っていくという立場でないんです、ここが恐ろしいんです。金が総額ありきから始まっているんです。だからそういうものだという理解で大いに深めていただいて、よくよく吟味していただきたいと、このことを申し上げて、時間もありませんから終わります。ありがとうございました。

議 長（糸井満雄） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。



それでは、ここで昼食休憩といたします。15分オーバーいたしておりますので、再開を15分遅らせまして、1時45分から再開をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、昼食休憩いたします。

(休憩 午後0時15分)

(再開 午後1時45分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、野村議員はちょっと病気の治療のため欠席をいたしておりますので、改めて申し上げておきたいと思ひます。

それでは、次に5番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

5番、小林庸夫議員。

5番(小林庸夫) それでは議長のお許しを得まして、通告により「元気な町をおこそう 産業経済編」といたしまして、町長に対しまして一般質問をさせていただきます。

3月の声を聞きましてから、ようやく日差しにも春らしいものを感じるこのごろとなりましたが、町内の経済的な動きなどは今が厳寒の真ただ中という状況であり、ここにきて自営業者の厳しさは悲鳴に近いものが聞かれます。今回の一般質問の各議員のタイトルを拝見いたしましても、半数の方がこういった経済の落ち込みを心配されての内容となっており、いても立ってもおられない思いがひしひしと伝わってきます。

さて、この町の基幹産業とも言われておりました織物業を初め、農業の休耕田の増加でありますとか、飲食業や商店の衰退など、最近では数え上げれば枚挙にいとまないほど不振企業が業種を問わずふえております。ただ、唯一健闘されているのが、一部の業種かと思ひますが、地域の取り巻く疲弊と閉塞感は月を追って増すばかりの状況でありますことは、町長もよくご存じのことと思ひます。

こういった環境は一度に訪れたわけではなく、ぬるま湯のごとく知らず知らずの間にもうどうにもならない、崖っ縁にまで追い込まれたようなものであります。マスコミ報道を見ますと、今をときめく薄型テレビでありますとかDVDプレーヤーの分野、あるいはデジカメ、携帯電話などの業界においてさえ、大手企業の社運をかけた撤退や提携が目まぐるしく行われておまして、世界の中での生き残りと発展を目指して、熾烈な国際競争に日本経済全体がさらされており、遠いよそごとのこととしか見ておりませんでした、その一端がこの町にもあらわれているのではないかと思っております。

そして、また昨年からの原油、穀物類を初めとする資源の高騰による連鎖によって、急激な物価高が各家庭にいや応なしに押し寄せて来ております。収入は少ない、生活費はかさむ、あるいは借金返済もとなれば人心の乱れにもつながりかねず、事実、日本のあちこちで悲惨なニュースに満ちあふれている今日であります。激しさを増す経済のグローバル競争、そして中国やインドを初めとする資源の渫食、地球温暖化とも相まっての異常気象による穀物類の高騰、この流れはすぐにはとめようがなく、今までの見方、考え方を大きく切りかえなければ、対応できないことと考えられます。

合併後2年の与謝野町にとりましても、こういった環境から逃げようがなく、町民の安心・安全を目指して各施策を進められるにしても、町民の経済力が著しく疲弊した現況では進むどころ

か、足踏み、または後退になりかねず、町の将来を展望しましたとき大げさな表現をすれば、明治維新か戦後のような非常に大事な時期に差しかかっているのではないかと案じられます。

そこで、質問に入らせていただきます。

まず初めに、このような現状の与謝野町の経済的環境の落ち込みを、元気づける方策はないものか。今取り組んでおられる施策、計画はどういったものがあるのか。例えば国、あるいは府との連携施策であるとか、町単独の施策であるとかの現状を、また、その展望をどのように見ておられますのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、町民の方々の個々の立場で勉強し、行動もなされていることと思ひますが、いま一度行政も含めて、地域住民の内部からのエネルギーが沸き上がってくるような施策が、真剣に求められていると申しても過言ではないと言ひます。行政でできることには当然限界もあり、十分なことはできないにしても、苦しんでいる町民を鼓舞する、元気づける手だてを今打たねば、せっかくの総合計画も絵に描いたもちに終わるのではないかと危惧されます。

では、何が行政に求められるのか。いろいろ町側も今日まで取り組んでいただひていますが、行政のフォローとして情報のキャッチや能力開発、あるいは成功事例などのセミナー、講習会などを定期的に、繰り返し、繰り返し開催することによって、一人でもやる気のある頑張る人がふえることが、また、そういった意識改革の啓発を図ることこそが、町の地域力アップのためにも一番重要かと思ひますが、お考えをお聞かせしたいと思ひます。

3つ目に、与謝野町企業誘致条例につきまして質問いたします。

先ほども申しました地場産業として、長年この地域経済の中核をなす役目を果たしてききました織物業の目を覆うばかりの衰退、また、米づくりなどの農業も食生活の変化とか、自由貿易などの波にさらされ、働いても、働いても採算の合わない状況が続いております。必然的に若い方々の勤め先、労働意欲にも影響を及ぼし、後継者の育ちにくい町となり、若者の少ない活況のない町へと進んでおります。今ある産業、資産のさらなる発展、有効利活用も英知を絞ってももちろん努力せねばなりません、今後は全く違う業種の導入もあわせて真剣に研究し、アタックしないことには、勤め先を求めて町外へ、町外へと出ねばなりません。

企業誘致と申せば、ここには水がない、あるいは人はあるのか、土地があるのかなど、ともすればすべてそろわないことばかり列挙して、消極的な意見を耳にいたしますが、果たして何もかもそろった状態でなければだめなものでしょうか。この与謝野町という土地や自然環境に合った業種は、探せば幾らでもあると思ひます。規模は小さくても特殊な技術なり、立地分野できらりと光る企業は、探せば幾らもあると思ひます。現に、旧加悦町内にも何社が進出いただひておりますが、こういった拡大、拡充に力を注ぐべきであると思ひます。

また、このたび町長には光ファイバー敷設の方針を決定いただき、企業誘致にとっても、また企業家が育つ意味からも大きなステップになるものと期待されます。企業側にとっても、分工場を出すということにつきましては社運がかかるわけですから、アタックしても、アタックしても、そんなに目に見えた実りはないでしょうが、昨年末に経済産業省が発表しました企業誘致に頑張る市町村20選の内容を見てみますと、町を挙げての熱意によって企業側の決断がなされた旨たくさん出ております。

こういったことの参照として与謝野町企業誘致条例を拝見いたしましたところ、第3条の奨励

事業所認可のところで、固定資産取得価格が5,000万円以上で、雇用される常用従業員、及び当該事業所等の下請事業所等の合計数が10人を超える見込み云々というように与謝野町の条例ではなっておりますが、近隣の町の条例を見てみますと、京丹後市が投下固定資産額が3,000万円以上、常用雇用者3人以上、豊岡市が投下固定資産額が5,000万円以上、新規常用雇用者数30人以上、宮津市が投下固定資産額2,500万円以上、地元雇用者数3人以上とされており、我が町のハードルがいかに高過ぎはしないかと思われ、もっと小さな規模でも進出しやすいレベルに変えるべきではないかと。また、ほかのどこよりも有利な条件に改めるべきではないかと質問いたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員ご質問の「元気な町をおこそう」ということで、1点目の与謝野町の経済的環境の落ち込みを元気づける、そうした方策はないか。今取り組んでいる施策や計画、また、その展望を具体的にということでございますが、初めに、今取り組んでおります施策につきましては、毎年、年度初めに全戸配布しております「与謝野町産業振興施策」のチラシに明記しているところでございます。

施策メニューといたしましては、先ほども出ておりましたが創業、人材育成、新商品、新製品開発、販路開拓、商業活性化、雇用促進、観光振興の支援事業でございます。さらには利子補給や保証料補助で、経営安定化を支援させていただいております。

また、議員ご指摘のとおり、頑張る企業には国・府も活性化のための施策メニューを多く整備されておりますので、それらを積極的にご活用いただきたいというふうに考えておりますし、また、これらの情報につきましては行政はもちろんのこと、商工会を通じてもお知らせしているところでございます。

次に、中長期的な振興計画として、産業振興計画と観光振興ビジョンを策定することにより、業界全体が進むべき方向をお示ししていきたいというふうに考えております。今後の産業活性化の大きな柱となるべきものであり、業界の声が反映されました、そうした計画でなければなりませんし、多くの皆さんの意見を盛り込んだ計画でなければならぬというふうに考えております。

次に、2点目の情報の入手の問題でございますが、ご指摘のとおり企業の活性化のために経済情報等の入手は大変重要なことと認識しておりますので、行政としてできる情報提供は積極的に行うべきというふうに考えております。

また、議員ご指摘のように、能力開発等へのセミナー参加も企業の活性化には大変重要なことと思っております。平成20年度には町の支援事業に、人材育成のメニューを新設することといたしましたので、ぜひご活用いただき、セミナーや講習会に積極的に参加されることを期待するものでございます。

次に、3点目の与謝野町企業誘致条例に掲げる奨励企業の認定基準の緩和についてでございますが、今議員がおっしゃいましたように、今後については見直しが必要であろうというふうに考えております。

当地域は道路網の整備等が遅れており、大企業の企業誘致が困難な状況でありますので、近隣市町の状況も参考に、実効ある認定基準へ緩和することを検討したいと思います。

なお、企業誘致施策ではございませんが、平成20年度から企業立地でも支援を行う施策を新設しておりますので、小規模な企業でも立地しやすい環境が整えられるものと考えております。

いずれにいたしましても、元気な町をおこすためには経済の活性化は必至と考えております。今後策定いたします計画の中で、経済活性化につながる方策を模索してまいりたいというふうに思います。

以上、甚だ簡単ですけれども、小林議員への答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 午前中までの一般質問で、いろいろとNPO法人であるとか、いろんな話も承って、頑張る方々はそれなりに行動を起こしてやっておられる。そのフォロー的なことは、町側もいろいろと利子補給であるとか、きょうまでのところはできると思うんですけども、私がちょっと訴えたいのは、いわゆるお金も借りるといこともひとつの見通しが無いということ、あるいは発展的に前向きに動こうと思う、その動くことができないという人がたくさんおられるわけですね。

そういう方々の啓蒙と言うんですか、どういう表現でわかっていただけるかなと思って、いろいろと考えていたんですけども、ちょうど介護保険でも要支援1・2、介護1・2・3・4・5とありますけれども、いわゆる自営業者の段階においても、やはり自立できる人と、あるいは要支援段階、あるいは介護度の段階的にかなりそういう厳しいところとか、いろいろと段階があると思うんです。一律の施策というんじゃないしに、やっぱり底上げできるようなことが何かということで、やはり一人ひとりの気持ちに転化する、心に転化する何かアクションが起こせないものかと。そのまんまほっとしておかれるんかどうか、その辺のことがちょっと危惧されて、ちょっと質問させてもらったんですが。

例えばの話、四国の徳島県ですか、上勝町にも旧町時代の議員さんも見学にも行かれたように聞いておりますけれども、あそこの葉っぱビジネスでやられた方のお話を聞かれた方が、非常に感銘したというようなことをお聞きしましたもんですから、例えばの話、そういうひとつ地道な形で一生懸命に汗をかかれた人の話を聞く機会もあって、そして心が燃える人が一人でもふえる形のことが、地域のそういう今ある閉塞感の脱皮にもならへんかという思いで、ちょっとお尋ねをさせてもらったようなことでございます。

もっともっと危機感に至らないことには、そこまでのことは無理かもわかりませんが、行政側でそういったいわゆるお金を使わなくてと言うか、たくさんの投資でなくても町民に啓発的なことが、何があるんかというようなことをちょっとお尋ねしたいことが1つ。

それから旧町時代にも、企業誘致委員会があったようなこともお聞きいたしておりますが、どのような活躍をされていたのか。また、思うように成果が上がらなかったこととか、いろいろとあると思いますけれども、そういったことのネックはどういうことであったのか。あるいは課題的にはどういうことがあったのか、わかる範囲でいいですから、お聞かせいただけたらと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 元気な町をおこす、そうした経済活動の中での1つの方向性を探っていこうということでございますけれども、やはりそこには何らかの形で頑張っていこうという、そういう意

思と言いますか、そういうものがまず必要かというふうに思います。

実際のところ、さっきもおっしゃいましたように、今までにもそれぞれの町でいろんなセミナー的なものを開催したり、あるいは講演会をしたり、いろんな方々の成功事例を聞くことがあったり、それも町や商工会を中心にやってこられたわけですが、現実、なかなかそれでよしということで頑張ってもらって、成功しているという事例はなかなか少ないかというふうに思います。

ですけれども、先ほども申し上げましたように一人でもそうした意識改革なり、あるいはそこでヒントを得て、次のステップを進んでいただけるような、そうした施策というものは必要だろうと思いますし、20年度もそういう形で進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ冒頭申し上げましたように、もうそういう段階を過ぎて、もうにっちもさっちもいかないという方も、はっきり言ってふえています。ですけれども、その場合には、やはりそれはこういう経済的な施策ということよりも、やはりそういう方に対して、じゃあどうしたらいいかというようなアドバイスをすることを斡旋するとか、福祉的な施策でフォローしていくとか、そうしたことが必要かというふうに思います。

ですから、そこまでではない、もう何とか頑張っていこうという方に対しての、やはり経済活動にいま一度チャレンジしていこうという、そういう方に対する施策として、やはり商工観光課が中心となって、相談に乗ってやっていくということが必要かというふうに思っております。

直接的な、財政的な支援にならなくても、そういう前回の12月議会でも出ておりましたように、やはりもうにっちもさっちもいかない、困っているという方に対して、やはり窓口となる、そういう行政はあるべきだと思いますし、そうした形での支援をしていくということになるのかというふうに思っております。

それと企業誘致委員会は、今そうした進出したいという企業がございませんので、まだ1回も開かれておりません。各町によって企業誘致委員会のとらえ方が、若干違ったかと思えますけれども、本来の企業誘致で進出してこようという企業が、是非かということ判断するのが企業誘致委員会でございますので、そういった意味では今開かれておりません。

しかし先ほど申し上げましたように、ひとつの観光振興ビジョン、あるいは産業振興計画あたりを立てていく中には、やはり町民の方の大勢の意見、あるいは学識経験者の方の意見、そうしたものをまとめて、町の今後の今こうした大変な状況の中で、今後どう打開していけばいいか、どういう課題があるか。またそれに目標を持って、どういうふうに進んでいけばいいかというふうな計画を、この中で作成していただきたいというふうに考えております。

町も新しい町になってからまだ2年目ですけれども、こうしたことは待ったなしの状況でございますので、早くそうした方向性を見出して、皆さんとともに頑張れるような、そういう体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 今も町長が申されましたように、高齢者の方でどうにもならないというような段階ならいいんですが、まだ50代、60代的な形の、いわゆるまだ元気で働かれるような方で、そういうどうにもならないところまで経済的な環境になっておるといような自営業者の仕事や何かで、そういう方があるわけでございますので、それが福祉とか何とかいうんでなしに、私は何

とか励ましてもあるんですが、やっぱり何とかやっていかんなんという、いわゆる心に転化するそういう何かフォローが、行政側でセミナーぐらいかなと思ったりもしたりしとるんですけども、商工会あたりでもいろいろと講演会をなさっていただいとるようですけども、タイトルが大きなタイトルであったり、本当にもう個々の、いわゆるここまでどうして頑張っていくかという、そういうひとつの励ましと言うんですか、それぞれの段階に応じた。先ほども言いましたけれども、介護もいろいろと段階があるようなもんでして、やはりその段階に応じた励ましというような施策が必要でないかなと、このように思っておるようなことでございます。

それから企業誘致のことでございますけれども、本当に町長の今のお話を聞きますと、いわゆる相手方からアクションがあれば検討したいというようなことでございますけれども、そんなんだったら、もう何十年たってもないんじゃないかと思えます。やっぱりこちらから求めて、門をたたいて、アクションをこちらから起こす形で、やっぱり検討の材料になってもらうんじゃないかと思えますので、ぜひ今後はそういう方向に舵取りを切りかえていただいて、そんな土地から何かいうたら、規模がしれたもんしかできませんけども、若い方々が近くで勤めるような、そういった新しい業態と言うんですか、業種もひとつ開拓していただくという方向で、ぜひお願いしたいと思っております。

去年ですか、いただいた雇用のあの本を見てましても、やはり大部分が1つの業種に偏重と、バランスがないような中で、非常に織物業が悪くなってくると全般がもう地盤沈下という中で、本当に町の財政にももちろん響きますし。せんだって野田川の青色申告会ですか、総会がありまして、宮津の税務署の署長さんのお話等を承ったんですが、宮津の税務署も近畿内に83の税務署があるらしいんですけども一番滞納がないと、納税成績がええと、国税についてはということをおっしゃっておられまして、町税と言うか、そういった町関係のは、もうそんな状況にないんですけどというお話したんですけども、やはり経済的に余裕があれば、だれでもやっぱり納めていこうと。この与謝野町の住民の方々の資質は、そんな悪いことないと思っておりますので、やはり経済的な問題が大きな足かせとなって、払っていきたいのに払えないという環境になりつつあるという姿を見ますと、何としてもやっぱり経済力で活況を呈すように、地域にひとつ力を注いでいただきたいということをお願いしまして質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに町もそうした町の活性化のために、経済の盛り上がりということは大変重要なことだというふうに思っておりますが、今度4月から旧3町の商工会が合併されます。やはり本来、商工業のそうした活性化に向けては、この商工会がやはり中心になって、いろんな意見や提案や、あるいは施策を進めていかれるのが本筋だろうと私は思っております。

そうした中で、ぜひこういうことを町でも考えてほしいと、全体の商工業者のレベルを上げるためにというようなことがあれば、それに対して町も対応をしていきたいというふうに思っていますし、また、この旧3町が新しくなる与謝野町商工会に対しまして、私も大いなる期待を持っているところでございます。やはり町行政だけがということではなしに、やはり両輪として町の活性化のためには、お互いに連携をして進めていくということが、いい姿勢だろうと思っておりますので、そういう考え方でもって進めてまいりたいというふうに思っております。

5 番（小林庸夫） どうもありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで小林庸夫議員の一般質問を終わります。

次に、2番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

2番、畠山伸枝議員。

2番（畠山伸枝） 日本共産党の畠山伸枝でございます。ただいまより通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

私の質問は、新しい学習指導要領が出されました。この学習指導要領改定でどうなるという質問と、時間の足りない教師の実態、その解決はということで、2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目ですが、文部科学省が2月15日、10年ぶりの学習指導要領改定案を発表しました。これは道徳教育の異常な押しつけの強化、小学校5、6年生からの英語、中学校の体育で武道、それぞれ必須化すること。また、理数の総授業数を増加し、総合的な学習の時間は削減、さらには中学校の選択教科は事実上廃止というのが、主な内容だと思われまます。この学習指導要領が実施されるのは、全面実施が小学校で2011年から、中学校では2012年からですが、2009年度から部分的先行実施ができるものとなっております。

愛国心につきましては、現行学習指導要領で小学校6年生の目標に、国を愛する心情を育てる、3、4年生から、国を愛する心を持つとされております。既に始まっているということです。問題は、今回の改正で教育課程のPDCAサイクル、カリキュラムマネジメントの名によって、点検、管理されることです。教育問題は、文字通り国が統制することになり、大問題と考えております。

このPDCAシステムでございますが、もともと製造工程で品質管理をするシステムで、Pはプラン、目標や計画です、Dはドゥーといって、これはじ実行ですね。Cはチェック、ここで点検、評価、Aはアクション、これは行動の改善を起こすということをあらわしているそうです。

文科省が学習指導要領で目標、計画を決め、それを教員が実行し、その結果を全国学力テストや学校評価を通じて行政が点検する。十分やられていないと判断された場合は、現場に改善を求めるという仕組みになっております。これは教育を製造工程並みに管理するということになるのではないのでしょうか。

最初に申し上げました道徳教育の異常な押しつけですが、2006年12月に改定された教育基本法に、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する、この態度を養うことが教育の目標とされたことを受けて、道徳教育をすべての教科や活動の中で行うということを明記しております。このために各学校に道徳教育推進教師を配置させるなど、国家統制を強めるものになっています。中学校での武道は、そのための必須化ではないのでしょうか。

愛国心につきましては私の一般質問の中で、垣中教育長におかれましては、愛国心は心の中に自然にわき出てくるものであり、強制するものではないという見解を示されましたが、これはだれが考えても当然のことであり、国を愛する気持ちはいろんな形で、だれもが持っているのではないかと私は思っております。それを道徳教育推進教師を配置して、指導要領どおりに道徳を教えているかどうか点検をさせるというのが、今度の改定学習指導要領です。

次に、算数ですが、算数は台形の面積などが復活しました。これはもう皆さんもマスコミでも宣伝されて、よくご存じだと思います。これは小学校6年で習うものだったのが、勉強しなくてよいということになって、これは抜け落ちていた。そして小学校でも習わず、中学校でも習わず、

とうとう高等学校までいってしまうという何とも言いようのないものですが、これはようやく戻ってホッとするのですが、全体的には総授業数がふえ過ぎて過密授業で、十分な指導ができず格差が広がるのではないかと、このように心配する声が出ております。

また、2011年度から始まるはずの5、6年生の英語の授業、先ほども言いましたが、先行実施ができるということですのでよろしいわけですが、ちょっと早いですね。5、6年の英語の授業は石川小学校で研究授業という形で先取りと言いましょか、既に行われております。

英語の授業は、英語に堪能でないかにかかわらず、クラス担任がしなければならない、このようになっているようです。こんなことで力がつくのでしょうか。もっとも改定案には、英語力を身につけるといった言葉はありません。外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成、これが目標ですから力がつくかどうか、これは力がつかなくてもよいのではないかと考えておりますが、この点はいかがでしょうか。このようにして、今後もさまざまな教科が先取りで行われるのではないかと。さらには、道徳教育推進教師をどのような基準で育成されるのか、心配はふえるばかりです。

今度の改定案が、これまでと大きく違っているのは、各教科の指導内容を示すだけでなく、指導法まで指示しているということです。示されている指導方法自体は、これまでも教師が子供の状況を見ながら実践していたことであり、大切なものを含んでいるということです。しかし、これが指導要領に書き込まれれば、子供の状況にはかわりなく、必ずやるように点検、指導を受けることになります。これでは子供の実態に応じた授業が、できなくなるのではないのでしょうか。

最後に、道徳の時間を学校の教育活動全体を通じて行う、道徳教育のかなめととしてしています。法的拘束力を持つという学習指導要領で明記されるということは、まさに愛国心が押しつけられることになります。憲法9条を何とか変えようという動き、そしてこのように教育を変えていく動きとが同時に起こってくる。このことは教師に対する国家主義的な統制に、つながるのではないかと強く感じております。

以上、今回の改定学習指導要領についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、時間の足りない教師の実態、解決はということですが、教師の過密労働については教育長はよくご存じのことと思います。ある小学校では雑務に終わって、まともな時間に家に帰れない。午後9時になっても、約半数の教師が残っているといいます。教職員の勤務実態調査というのが加わって、さらに忙しくなったということです。研究授業があれば、またその準備で忙しくなります。ある教師は遅く家に帰って、夕食後とりあえずいったん寝て、また夜中に起きて、事務作業をするというときもあるとお聞きしました。

学校から帰る時間のことばかり申しましたが、朝も先生方は早いです。学校は8時半始まりだそうですが、7時半には先生方は皆さん来ておられるということです。昼休みは、今度は給食指導。中学校はありませんが、小学校では給食指導。食事中も仕事のわけです。ゆっくりできるのは10分ぐらいあるかないかという状態で、もう慢性的な疲労を感じておられるというのが実態のようです。これでは家庭崩壊の危機に陥るのではないかと、本当に心配です。

今、教師も女性が多く、出産、子育てをしながら頑張っておられる先生もおられますが、こういう教師に何か応援をと思っても自分のことで手いっぱい、思いやりの心を持つゆとりもなくなるのではないかと心配です。教師集団あってこそその学級集団ではないのでしょうか。



道徳教育推進教師を配置する前に、教師をふやして30人学級にするなど、やるべきことがあると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

この方は組合員ではないんですけれども、子育て中の若い教師の方にお聞きしましたが、この方は大きな学校から1クラスの学校、あちこち歩いてこられたそうですけれども、2クラス以上あれば学年同士の調整とか、いろいろな会議が入ってくる。1クラスの小規模校ですと、その調整という仕事はないけれども、その学年全部に責任を持たなければならないということで頑張っただけですけど、困ったときは先輩の先生にも随分助けてもらって、ここまでやってきたということをおっしゃっていただきました。帰りはやはり8時ごろで普通ということでした。学級通信を出さなければならない、1年生の担任なら、できれば毎日のように出したい。連絡帳も毎日の仕事、本当に大変です。話を聞いておきますと、小学校の教師というのは、本当に何でもできなければ務まらないと、大変な仕事だと改めて思いました。

改定学習指導要領では、5、6年生に例え週1度であれ英語が加わり、全教科で道徳教育を実施し、それを点検されるとなれば、教師はまたそれに振り回されることになり、子供の姿が見えなくなるのではないかと、本当に大変です。

最後になりますが、今、子供と教師のかかわりだけでなく、親とのかかわりに悩む教師が増加していると聞いております。親の理不尽な要求に各地の学校が苦慮しているなどとして、文科省は来年度から弁護士ら外部の専門家に対応を任せる外部委託を、一部の教育委員会で試験的に導入するとしています。

この地域の学校でも、担任に言わずに頭越しと言いますか、校長先生に直接苦情を上げていく、また、教育委員会の方に電話をする、そういう保護者の方もあってはいませんか。もちろん若い教師は、遠慮なく批判をされたり、保護者会で突っ込まれたり大変な思いをされていると思います。こういう親をただ単に困った存在と決めつけずに、学校と親とが一緒になって解決方法を考えられるような気持ちの上でのゆとり、そして時間があれば、子供も親も安心できるのではないかと思います。

マスコミでは、クレーマーとかモンスターペアレンツ、これは無理難題を突きつける親という意味だそうですが、この地域の実態、また対策はどのようになっておりますでしょうか。担任任せでは、限界があるのではないかと思います。担任の教師はさらに対策に追われ、多忙を極めることになります。精神的に追い込まれ、教師の不登校、退職というような事態になるような実態はないでしょうか。このモンスターペアレンツのことについては、通告に書いてはおりませんが、わかる範囲での答弁をお願いしたいと思います。

以上で、この場所からの質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 畠山議員の質問に、ちょっと長くなるようでございますけれども、答弁をさせていただきます。

先ほど仰せのように、平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、21世紀を切り開く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の理念が定められたところです。

それを受けまして、平成19年6月には学校教育法の一部が改正されまして、新たに義務教育の目標が規定されるとともに各学校段階、各校種の教育の目的、目標が改正されたところです。学習指導要領は、学校教育法に規定する各学校段階の目的、それから目標に従って、文部科学省大臣が定めることとなっております。

今回の学習指導要領は、こうした法律の趣旨に沿った教育を実現するために、これまでの学校現場や子供たちの課題を踏まえて、教育内容や指導面について、より具体的な手だてを確立する観点から改正が行われておるものと受けとめております。

具体的には教育基本法第2条、教育の目標において従来から規定されてきました個人の価値の尊重、正義と責任などに加え、新たに公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと等が規定されたところでございます。

このような観点から伝統や文化に関する教育や、道徳教育、体験活動の重視など、各教科等の具体的な教育内容が改善なされております。また、改正教育基本法が学校教育法の一部改正では、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視するとともに、学力の重要な要素として基礎的・基本的な知識、技能の習得、それから知識技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力など、そして学ぶ意欲であることを新たに示しました。

こうした基本理念は、現行の学習指導要領が重視し、キーワードともなっています生きる力の育成にほかならないと言えるものであり、基本的な軸として新しい学習指導要領に引き継がれているものと、現在の情報では理解しているところでございます。

さて、今回の学習指導要領について、どうお考えですかとの質問ですが、先ほど申し上げましたように、教育基本法という上位の法の示すところにより学校教育法が改正され、学習指導要領の改定に至ったという性質と、内容でありますので、まだ正式に告示もされず、説明も受けていない段階でもあり、一教育委員会としてその是非を述べる立場ではないと思っておりますのでございます。

次に、教育課程のPDCAサイクル、カリキュラムマネジメントは、国が教育を点検、管理、統制することになるのではないかと、これは見解の分かれるところだろうと思っておりますが、現在、それぞれの学校園では、学校の伝統や校風を大切にしながら地域や学校、及び児童生徒の実態を踏まえた教育目標と学校経営方針を明確にし、その実現に向けて個々の役割や責任を自覚しながら学校運営に参画し、組織としての教育力の向上を目指した学校づくりに励んでいるところであります。

およそ組織体と言われるものには、必ずその組織の目標があります。その目標達成のためには方針を立て、計画を練り、実行し、どこまでできて何ができなかったのか、なぜできなかったのかを明らかにし、どのようにすれば可能なのか。つまり計画・実践・評価・改善、PDCAのサイクルシステムが作動しているわけでありまして。そして、このサイクルが作動しているか、していないかは、その組織の存亡にもかかわる重要なことだと思っております。

したがって、現在、既に各学校におきましては、それぞれいろいろの分野で、このPDCAサイクルでもって検証し、そしてその施策の、あるいは取り組みの改善、評価等を行い、さらにそれを大きく推進し、発展させているところであります。

人間を育むという崇高な営みを行う学校は、確かに一般の会社等とは違った側面があるわけですが、やはり組織体として教育目標を達成して、よりよい学校をつくっていくための機能として、私は大切なシステムではないかと思っています。教育委員会としては、今後も学校の教育活動の主体性、自立性を大切にしながら、それぞれの学校園の状況を十分把握し、適切な管理と指導、支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、教師の過密労働、時間の足りない教師の実態の解決はというお尋ねでございます。

確かに先ほど畠山議員が教員の実態を上げられましたけれど、私はその実態についてあえて反論するつもりもありませんし、事実そのとおりだという認識であります。学校の教職員の多忙さにつきましては、既にご存じだと思いますけれども、文部科学省は昨年、平成18年度に全国の小中学校から抽出して行った勤務実態調査でも、平均20日を1カ月としてのいわゆる残業時間が、1人39時間余りになっていることがわかりました。私はこれを少ないという印象を持って報告を読ませてもらったことを覚えております。生徒指導上困難な学校や、研修指定校として、また研修等で、勤務時間を超える学校など、さまざまな学校の実情を含む数字ですが、本町の教職員も今申し上げましたとおり、同じような実態であると思っております。

教員の仕事は改めて申すまでもありませんけれど、学級を担任したり授業をしたりするなど、直接子供と向き合って教育活動を行う内容。また、組織の一員として学校運営に参画する担当分掌の仕事、保護者やPTA活動に関する内容など多岐にわたります。立場、立場で若干異なりますが、どうしても子供にかかわることが優先しますので、他の仕事内容は子供たちの下校後になります。授業の準備、成績書類、会議、研修、保護者への学級通信の作成等、勤務時間内で処理できる仕事量を超えてしまっています。

確かにコンピューターの活用で随分と、その事務処理等は効率はよくなっていきましたが、教育情報やプライバシーの保護のためにという制約があるため、家に持ち帰って仕事をするのができない内容は学校で行わざるを得ないという状況もあります。

そうした中で、本町の児童生徒の学力は、京都府や全国の平均に比べて、おおむね高いという好ましい結果を得られているということも、こうした教職員の努力のたまものだと思いますと、感謝しなければならないことだと、そのように思っております。

教育委員会としましては、日ごろから校園長会議等におきまして、教職員の超過勤務の縮減を図る効率のよい学校運営の工夫をお願いしておりますが、現実におきましては、先ほど申しましたような仕事が減るわけではございませんので、むなしさを感じて指導している状況であります。

せめて教育委員会が学校現場へ依頼して対応していただいている内容についても、できるだけむだとは申しませんが、内容を精査いたしまして負担の軽減を図るなど、支援したり指導していきたいと、そのように考えているところでございます。

あと付録としまして、モニターペアレントのご質問がございました。

確かに先ほどの教員の多忙さの中には、子供も多様化してきました、親も多様化してきました。そして、その価値観もある意味では多様化しております。そうした保護者との対応、それに苦慮している実態は事の大小はありましても、本町においてなしという状態ではございません。ただ、私どもの指導といったしましては、保護者から訴えが、あるいは抗議があった場合は、その事実をまずしっかりと受けとめるようにと。そして学校として主体的に、その事象について調査をしな

さい。言い分を丸飲みにするのではなしに、学校は学校の主体性において、その指摘されている事象について調査をし、学校としての考え方を整理しなさいと。そして個々の教員に任せるのではなしに、学校の組織として対応するようにという、そういう指導をしているところでございます。

多くの小学校におきましては、担任がどうしてもその矢面に立つ。それを一人が抱え込んで悩んでしまうという、そうした傾向がありますので、本町におきましては校園長会等で、この問題につきましては先ほど申しましたように、相手の土俵ではなしに共通の土俵をつくって、その上で組織として対応するようにという、そういう指導をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 丁寧に答弁いただいたわけですが、まず最初に、正式に告示もされず説明を受けていないので、ちょっと答えられないというふうな答弁だったと思いますので、大変第2問目がやりにくくなったというふうに感じております。

その上で目標ですね、伝統や文化とか体験活動とか、いろいろあったわけですが、生きる力をつけると、生きる力を支える確かな学力、ここを聞くと大変よいこととしか言いようがないわけですね。

ところが、この学習指導要領というのは10年に一度変えられて、そのたびに先生たちが右往左往するということが、今までにも起こっているわけですね。前は大きく削られたわけですが、そして今回は大きくふえた。特に、前は大きく削ったために、現場から悲鳴が上がった。今回はこれらの内容が元に戻ったのですけれども、前はどうかだったのかという総括はないということを目指しておきたいと思っております。

それと小学校に外国語活動を設けましたけれども、これもまともな条件整備なしに学級担任に任せるといことです。しかも小学校の英語教育は、国民的合意には至っていないというふうに、本当に何か思いつきでしてるとしか思えないような、こういう言い方をすると偉い文科省の先生方に失礼なのですけれども、そんな感じがしております。

特に理数の時間がふえたために、中学校ですけれども、3年生ではいろんな単元と言いますが、有理数、無理数、二次方程式の解の公式とか、相似の図形の面積比と体積比とか6つほどが、高校でするのが中学3年に下りてくるというようなことで、これも私は塾をしております、全部教えた覚えのあるものばかりなんですけど、削られていたものが戻ってきたというふうになっているわけなんですけど、教師の先生方は、そのたびに振り回されているというのが現状ではないかと思っておりますけど、こういうふやしたり減らしたり、漢字でも低学年で難しい漢字を教えたり、そういうことについては答える立場にないかもしれないですけど、どう思われますか、とりあえずお聞きをしたいと思っております。

それと、京都府教委が少人数学級を打ち出したわけなんですけど、これは小学校の3・4・5・6年生を30人程度に段階的にやるということだそうなんですけれども、どの学校からやるかは全然まだわからないということですね。問題は、この与謝野町の場合は、小学校もあるんですけども、加悦中が新年度の1年生は生徒数が80人とお聞きしましたけれども、これ40人クラスが2つできるわけですね。本当にこの大事な時期に、また習うこともふえるのに大変なことだと

思うんですけども、それについては全くこのとおりでいかれるのですか。何か考えておられることはないでしょうか。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 多くご質問なさいましたので、答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思

います。  
まず、前回の学習指導要領の改定でなくなったものが、今度また復活してるという、それにかかわってのことですけれども、これは私が改めて申し上げますまでもなく、いろいろの分野で指摘されてるところでございます。確かに教育は100年の大計だと言われます。それにしましてもやり玉に上がってますのが文部科学省の軸足の揺れ、それについては指摘されてるところでございます、それによって学校の現場が、右往左往しなければならないということにつきまして私もおりのとおりだと、そのように思っております。やはり教育が100年の大計であるならばじっくりと議論し、そしてどうあるべきかを考えて、そして教育の方向性を示すべきであろうと、そのように思っております。

それから、次に小学校の英語活動でございますけれども、国際化社会の中で外国の方々と交流していくためには、やはり国際的な言葉にある程度慣れておくという必要があると、これはそのとおりだと思います。小学校の方に英語活動、英語活動と言ってるところがみそでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。英語教育ではございません、英語活動でございます。そして、これは担任が指導するというふうにはなっておりません。担任がいなければ、例えばALTそのものは、Aはアシスタントですので、子供たちを指導できる資格持ったものでないと、これは指導できません。だからそういう意味で、担任がすべて責任を持って指導するという、そういう形ではなっておりません。

先ほどご質問の中にもありましたように、本町におきましては、丹後教育局管内と言ったらいいわけですけど、ただ1校の英語活動を主とした国際理解教育の研究指定校として、石川小学校が本年度から研究を開始しております。したがって、あくまでも英語活動ですので、英語ではないわけです。いわゆる私たちは英語と言うと、すぐ我々が英語に時間に習ったこと、それを思い出すわけですけど、そうしたものではございません。むしろ耳を慣らしていくという、当然書くというようなことは、全然まだ無視でございます。そうした活動でございますので、ひとつ失礼でございますけれども、誤解がないようによろしくお願ひしたいと思っております。

それから京都府が今年度から導入します、30人程度学級ということにかかわるご質問だったと思っております。これにつきましては、先ほどの加悦中学校の1年生の話がありました。これは従来からある意味では行われていたことございまして、いわゆる学習の指導方法の加配でございます。といいますは、T・T、1クラスを2人の先生で教える、これも1つの方法です。

それから、いわゆる習熟度に分けまして、1クラスを2クラス、3クラスに分けて、そして指導していくという、そのための教員の加配がございました。これはもう国の施策です。それを初めにしましたときには、それにしか使ってはだめだったんですけど、2年経過したところで文科省の方も、校長の裁量権を認めまして、それを今度はクラス分けですね、今言いました加悦中がそれに当たるわけですね。40・40だから、もういっぱいいっぱいだから、これを3つに分けたいと。そのために1人、その指導方法の改善の加配を充てるという、そういうことができる

ようになったわけでございます。既に本町ならず多くの学校は、そういう方式をとっております。

したがって、加悦中におきましては、現在2名のところの指導加配があります。したがって、その1人をそちらに回して、そして3クラス編成にするのではないかと。その相談はまだ受けておりませんのでわかりませんが、そのことは既に可能なわけですし、既に今年度の江陽中学校は、それをずっと1年生のときからやって、各学校の集団を4クラスで整えるようにはやってきております。したがって、そういうふうな自由が効くための加配がある。ところが、加配がないところというのは、それができんということですので、非常にまだ十分な対応ができんということになるかと思っています。

ついででございますので、京都府が今年度は小学校でございます。少人数の30人から50人程度のこのことにつきましては、その指導加配を今までは、これは教員の持ち時間が出てくるか、出てこないか。ちょっと説明が悪かったですか、ほかの人と同じ時間数が持てるか、持てないかで、つまり学校規模でちょっと決まっていたわけですが、今回は小学校におきましては30人から35人ですね、そのように分けることができる教員を配置するという、そういう配当の仕方が変わったわけでございます。それを今度は私どもにどう使うかと、どこの学校につけるかという裁量権を与えられたという、そういう形で今年度、小学校の方におきましては30人から35人程度の学級をつくることできるという、そこを間違いないでください。なるということではございませんので、あくまでも校長やこちらの裁量で、それをやることできるという、そういう制度でございますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

以上、長々と申しましたけれど、答弁とさせていただきます。

議 長(糸井満雄) 畠山議員。

2 番(畠山伸枝) ただいま答弁いただきまして、少し明るい感じがしてきたわけです。特に、少人数クラスですね、これが必ず少人数授業にしなければならないのではなくて、校長先生に裁量権が与えられたということで、今はまだ相談がないけれども、3クラスにすることは可能だというようなご答弁だったと思いますので、大いに期待できますし、ありがたいなというふうに思っております。

英語活動につきましては、確かに英語の力をつけるとはなっていないわけで、英語教育じゃなくて英語活動だということを入れたおっしゃったわけですが、この場合、じゃあ担任とALTの先生とが一緒になって、英語に慣れるための活動を行うというふうに理解したらよろしいのでしょうか。それをもう一度お尋ねしておきたいと思っております。

道徳教育につきましては、まだそういう説明がないということですので、これ以上のことは申しませんが、英語活動は言うたら2人で当たるというふうに理解してよろしいですか。

議 長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) お答えします。

英語活動の授業と申しましょうか、それにつきましてはいろいろやり方がございます。ただ、担任がすべて責任を持って、1人でやらなければならないということではありませんという、そういう理解をしていただきたいと思っております。ALTを使ってもいいわけですし、それから町の英語に堪能な方をゲストティーチャーとして招いてやっても、既に石川なんかそんな形でやっとならぬわけなんです。

だから先ほど議員さんにおかれましては、担任がすべて行わなければならないように、受けとめられとったんじゃないかと思ひまして、そのようにお答えさせていただきましたわけですが、そのやり方について、今、石川小学校においては、いろいろ研究活動を進めているということです。

道徳教育につきましても私の方から、失礼ですが、議員さんの認識がちょっとと思ひますのでお答えしますが、今回の学習指導要領の改定も、今までの改定、その前の学習指導要領におきましても、道徳教育というのにつきましても、すべての教育活動を通じて行うことという。だから1つのその時間に、これは道徳だといって教えるとか、そういうことではございません。すべての教育活動の中で、その道徳的なことに配慮しながらやっぱり教育活動を展開しなさい。何も特定の時間だけが道徳教育の場ではないという、そういう趣旨で言い続けられていることを申し上げておきます。

以上です。

2 番（畠山伸枝） 終わります。

議長（糸井満雄） これで畠山伸枝議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。3時20分まで休憩いたします。

（休憩 午後3時03分）

（再開 午後3時20分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番、浪江郁夫議員の一般質問を許します。

8番、浪江郁夫議員。

8 番（浪江郁夫） 8番、浪江でございます。

それでは通告に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、中小企業対策についてお伺ひいたします。

日本の産業、経済の基盤を支え、地域の活性化に直結する中小企業の元気回復こそ、地域間や企業間に広がる格差を是正し、日本全体の景気回復を本格化させ、生活者一人ひとりにその実感をもたらすものです。

しかし現状はどうかと言いますと、もう多くは申しませんが、経済は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、原油の高騰、原材料の高騰はオイルショック以来の記録的な価格となり、中小企業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。商品が売れない、資金が不足している、後継者がいないなどさまざまな要因があり、日本の企業の9割以上を占める中小企業ですが、毎年、17万社もの会社が廃業や倒産に追い込まれていると言われております。

こうした状況の中、公明党はこれまでに無担保無保証融資制度や資金繰り円滑借換保証制度など、中小企業の方がやる気と活力を生み出す数々の政策を実現してまいりました。

また、昨年11月、中小企業底上げ対策の早期実現を福田総理に強く申し入れるなど、事態の打開に向けて積極的に取りくんでまいりました。20年度の予算案では、中小企業対策予算に1,761億円が計上され、昨年度より7.3%増、一般歳出では最大の伸びとなりました。厳しい財政事情のもと、一般歳出の各項目で減額が目立つ中で、中小企業こそ日本経済発展の原動力と一貫して予算の増額を求めてきた公明党の主張が大きく反映される結果となりました。

20年度の中小企業関連予算案の概要では、地域中小企業による付加価値の創造、それを支える経営力の向上、努力や能力に応じて企業が利益を上げられるような公平かつ効率的、合理的な事業環境の整備の3つの観点から、総合的、集中的に施策を講じることにより、中小企業の生産性向上、潜在力の発揮を図り、将来の成長と地域の活性化を実現するとあります。

中小企業庁が起案した主な対策の1つに、頑張る小規模企業応援プランの推進があります。この新規事業は、小規模企業者が基礎的な経営力強化を図り、将来の発展、成長を実現しようとする挑戦を応援すべく、ITの活用を通じた会計、財務などの経営力の向上を支援するものです。

また、企業の財務などの情報を蓄積し、マルケイ融資などの迅速かつ円滑な資金供給や、きめ細やかな経営サポートに活用するための情報データベースを整備するとあります。

また、全国に小規模事業者の前向きな取り組みを支援するためのモデルとなるような先進的な拠点を整備し、小規模事業者らが抱える固有の課題を把握し、団塊世代を初めとする全国の人材等を有効に活用しながら、企業のニーズに対応した人材の派遣や、経営支援を行う応援子費DVネーターを配置し、人、情報、金の政策資源を集中的に投入するものです。

要約いたしますと、IT活用による財務会計の整備や、円滑な資金供給に向けたマルケイ融資の迅速化、そしてきめ細やかな経営支援体制を構築するための全国の拠点整備の3つの柱で構成されております。

小規模企業のほとんどは、家族や少人数で構成され、仕入れ、販売、管理、財務など1人が何役もこなすため、当然のことながら効率化を必要とするものの、どこから手をつけていけばよいか判断に迷ってしまっているという実情があります。そのため客観的にウィークポイントを見定めるアドバイザーなどに経営指導を受けることが、まずは重要となります。経営力の向上を支援する頑張る小規模企業応援プランの推進の有効活用について、町長にお伺いいたします。

次に、安全対策についてお伺いいたします。

自転車は子供から高齢者まで、幅広い世代が手軽に利用できる交通手段であり、最近では健康に配慮して通勤などにも利用されている方がふえてきております。

自転車は原則1人乗りですが、道路交通法により16歳以上の運転者が、6歳未満の者を幼児用座席に1名乗せる場合は認められております。交通事故分析センターでは、全国で発生した自転車に同乗する6歳未満の子供の死傷者数は、10年前と比較して約2.4倍にも増加しているとの報告もあります。そして自転車に乗っている幼児は、転倒しても防御姿勢をとるのが難しく、頭部を負傷するケースが多く見られ、特に停車中の転倒、転落事故では、100%頭部に衝撃を受けるということでもあります。

既にご存じのとおり、この4月1日から京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例の規定により、自転車の幼児用乗車装置に6歳未満の幼児を同乗させる場合は、その幼児に乗車用ヘルメットを着用させることが義務となります。義務違反に対しての罰則などはありませんが、子供を守るため、また子育て世代への負担軽減のために、ヘルメットの購入に助成などの支援がでないか、町長にお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。



町 長（太田貴美） 浪江議員ご質問の1番目、中小企業対策についてお答えいたします。

国においては、地域中小企業の付加価値の創造、それを支える経営力の向上、努力や能力に応じて企業が利益を上げられるような、公正かつ効率的、合理的な事業循環の整備の3つの観点から、先ほど浪江議員がおっしゃいましたように、中小・小規模企業の生産性向上、潜在力の発揮を図り、将来の成長と地域の活性化を実現しようと、平成20年度予算に中小企業庁が取りくむ事業として、頑張る小規模企業応援プランの推進や、農商工連携の促進などが予算化されております。

ご質問の頑張る小規模企業応援プランの推進につきましては、経営力の向上対策として先進的な支援拠点を300選定し、新たな経営方法や経営革新、地域資源の活用などについて支援されるもので、各自治体は地方経済局が設置します地域中小企業支援連携会議と連携して、このプランを推進することになります。

昨年から先行して実施されております中小企業地域資源活用プログラムもそうですが、このプランも各自治体が直接補助金や委託金を受けて行う事業ではなく、各中小企業に対して直接支援をされる事業でございます。頑張る小規模企業を応援するプランでございますので、企業者の皆さんに取りくんでいただくことが一番大切でございます。行政といたしましても取りくんでいただける企業者の誘導役をさせていただくこととしております。

また、プランのほかにも中小企業庁を初めとする国や京都府等関係機関が行っているさまざまな支援策を活用していただけるよう、情報提供をしていくことが重要な役割だというふうに考えておまして、今後におきましても商工観光課や商工会の担当者が、さまざまな新しい制度について熟知し、どのような制度を活用することが有効かなど、相談のあった企業者の皆さんに、適切に対応できるよう情報提供も含め、相談体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目、安全対策についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、京都府内では自転車に幼児を乗せての事故や、自転車運転の携帯電話使用や、あるいは傘差し運転など、マナーを守らないために発生した事故により、毎年4,000人近くの方が負傷されることを受けて、京都府では京都府自転車の安全な利用促進に関する条例を昨年制定し、本年4月1日から施行されることになりました。

この条例の目的は、自転車の安全な利用の促進に関し、京都府や自転車を利用する者、自転車小売業者、京都府民、交通安全活動団体の責務と役割を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、もって事故の防止、秩序ある利用の推進、及び自転車を安全かつ快適に利用できる、そうした環境の形成に寄与することとしております。

内容は、小売業者の責務として、購入者に安全に利用する情報などを説明しなければならないこと。また、自転車を運転する者は、幼児用の乗車装置に6歳未満の幼児を乗車させるときは、ヘルメットを着用させなければならないことが規定されております。

幼児を自転車に乗せて、保育所などへの送迎や買い物に行かれる方も多くあるかと思いますが、自転車は1人で運転しても大変不安定な乗り物であり、さらに幼児を乗せるとなりますと、ますます不安定となり、転倒事故では幼児が頭を負傷し、重大に事故につながりかねません。我

が子の身の安全を守ることは、親として当然の責務であり、大切な子供の頭を守るヘルメットの着用は、事故を起こしたときの衝撃をやわらげる有効な手段であり、今回の京都府条例による義務にかかわらず、親みずからが幼児用のヘルメットを、必ずかぶらせていただきたいというふうに思います。

町といたしましては、4月1日からは自転車同乗用の幼児ヘルメット着用が努力義務ではなく、京都府民に義務化されたわけでございますので、購入費用の補助などは特に考えておりません。なお、京都府では生活保護受給者には、申請により無償で配布されることとなっております。

ご承知のとおり当町では、安心・安全なまちづくりの1つとして、交通安全対策を重点施策として位置づけており、その推進のために交通安全対策委員会委員の皆さんや宮津警察署のご協力をいただき、多くの保育所や幼稚園などにおいて親子の交通教室を開催し、幼児に交通ルールや、あるいはマナーを教えるだけでなく、お手本となるべき保護者の皆さんにも一緒に学んでいただき、子供たちが交通事故に遭わないよう指導をしていただいております。親子で道路の歩き方、横断歩道の歩き方、信号の渡り方など実際の道路を通行し、体験学習をしております。また、小学校の自転車教室や中学校の登校時間に、街頭指導なども実施いただいております。

町といたしましても、今後とも引き続き乳児や児童の交通安全教育を推進していきたいというふうに考えておりますので、子供、大人も交通ルールや交通マナーをしっかりと守っていただき、交通事故のない安心・安全なまちづくりに、ともに取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、浪江議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁夫） 中小企業対策には、本当にたくさんの施策なりありますけども、私自身も一体どうしたらいいのかなと、何が有効的なのかなと考えている中で、今あるこういった国の施策なり活用の推進を提案させていただいたわけでございます。

答弁の中で、先ほど小林議員の一般質問の中でもありましたけれども、どうも企業と商工会、また行政とは別と言いますか、企業、商工会から依頼があれば、町としても手助けをしていきたいというような内容の答弁だったと思うんですけども、やはり今はこういった本当に危機的な状況の中で、崖っ縁という表現もありましたけども、本当にもう絶体絶命的な状態ではないでしょうか。

そういった中で、やはりどうしていいかわからないと言うか、やる気はある、アイデア等もあるんですけども、本当にこういった方向でこれを実現していくかと言うか、事業を展開していくか、非常に悩んでられる方も多いんじゃないでしょうか。その中で、こういった国の施策なり、そういったものを知っていただくために、先ほどもありましたけども、そういった説明会等、セミナーとでも申しませうか、そういったものを行政主体、あるいは商工会と共同でもいいんですけども、もっと積極的に推進していただきたいと思います。その辺の考えをもう一度伺いたいします。

この件につきましては、つい最近ですけども、若い事業をされている方と懇談と言いますか、お話している中で、いろいろ自分の事業に対する熱い思いを語っておられました。また、地域の活性化と言いますか、与謝野町の産業についてもいろいろと提案なり、そういったお話を聞かせ

ていただいたわけなんですけども、どうも聞いとる中で、自分の中だけで終わっているような、もっとそれをどう生かしているか本人もわからないと言うか、そういったことを感じたわけで、今回こういった経営力の向上を支援する施策なりを提案させていただいたわけです。

また、そのほかにも助成金や補助金などの制度がたくさんあります。一体これが今、中小企業に当てはまるのに幾つあるのかなと。一説によりますと、1,000以上はあるんじゃないかと言われております。その中で全国の中小企業を対象にした、そういった助成金なり補助金でも、わずか200~300の会社しか申請していなかったりとか、また、申請をされても書類の不備とかで申請から落ちたりとか、そういうのを伺っております。

こういった補助金、助成金をスムーズに活用できると言うか、見つけると言いますか、こういったものの説明会と言うかセミナーみたいなものも、また有効ではないかなと私は思っております。その辺の考えも、また聞かせていただきたいと思います。

それからヘルメットの件ですけども、今回義務化になりまして、まず私が今回この質問をさせていただく上で、やっぱり一日も早く着用していただきたいと。子供にかぶらせいただくのが一番であると思っております。ですから普及を促進するという意味でも、例えば財政も大変厳しい中ですから、期限を切って助成をするなりとか、例えば住宅火災警報器のときにも提案させていただきましたけども、町が申し込みが取って、例えば一括購入して少しでも安く購入されて、それを販売していくなり、そういった施策なんか普及を早めるという意味では有効ではないでしょうか。そのあたりも、あわせてお伺いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども小林議員さんのところでも申し上げましたが、この施策も国の施策で、直接、中小企業の方に対して国が応援していこうという内容のものでございます。

先ほども申し上げましたように、町にしましても、府にしましても、国にしましても、何とか応援していこうという、こうした施策はいろいろと出しているわけでございますけれども、なかなか中小企業の皆さんは、自分の思いとピタッと出会うということが難しいかというふうに思います。確かにそういう補助を受けてするわけでございますので、一定の基準があったり、いろいろとしますけれども、できるだけいろんなメニューがありますので。

先ほども申し上げましたが商工観光課、あるいは商工会の担当者のそうした制度について、まずは担当が熟知しているということが大切であって、それらに対して、できるだけ間に入って相談に乗る。あるいは、こういうメニューがありますよというふうなことを、皆さんにお答えすることができるような、そういう役割を今まで以上に、今後は求められるのではないかとというふうに思いますし、町の方でもそういう不況に対する緊急的な、そういう措置の相談窓口も設けておりますので、やはりそうしたことがありましたら、ぜひ一度商工会なり、あるいは町へ行って、ちょっと相談かけてみられたらというふうなことを言っていただければ、またそれなりにお答えをさせていただく。そうしたことに気がついていただけるのではないかと思いますし、町としてもそういう形で支援ができれば、せっかくあるいろんな施策ですので、有効に使っていただけるようなことが1つでも2つでもあればいいかなと思いますので、ぜひそういうご指導をしていただけたらというふうに思います。

それから、この自転車の幼児に対するヘルメットですけれども、ちなみに与謝野町では今、小

学生未満の幼児が、自分で自転車を運転することを禁止しております。そして今回は京都府では6歳未満の小学校に上がるまでの幼児を、自転車で乗せる場合にはヘルメットを着用させなければならないという、これは義務としてそういう条例が出されております。

そうした中で道路法では、児童または幼児が自分で自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければならないという、これは努力目標ですけれども、しかし府のほうのそういう条例で、一応6歳以下の子供はすべてヘルメットを、自転車で乗せるときにはかぶらせなさいということが出ましたので、やはりこれは普通の法律と同じでございますので、そうした親の責務として、親の責任で、やはりそれはきちっとつけさせていただきたいと思っております。

ただ、与謝野町の場合は、小学校の子供たちに対しては、ヘルメット購入に対して1児童1回、1,500円の補助をしております。また中学生になりますと、中学校の祝い金として、全員に新中学校1年生にはヘルメットを支給しております。これは一応義務ではなく、そうした形の中で、先ほど言いましたように努力義務というような形の中で、町としてできる支援はさせていただこうということで、そういう形をとらせていただいておりますけれども、一応はつけなければならないというふうになったものについては、やはりこれは親の責任で、きちっとつけさせていただきたいというふうな思いで、今回こういう措置をとらせていただいたということでございます。

子供のチャイルドシートベルトのときも同じ考え方でございます。初めは法律で一定の義務化がされておりましたし、できるだけ多くの方に、啓発の意味でそういうことをしておりますけれども、一応法律で、チャイルドシートベルトをしなきゃならないということが決まりましたので、その時点で、その施策をやめさせていただきました。親の責任でということで、取りやめにさせていただいたことがございます。考え方といたしましては、法律で一応決まっていることは、親の責任でしていただきたいということでございます。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁夫） それでは中小企業の関係ですけれども、やっぱり過剰と言われるかもわかりませんが、やっぱり行政の方も、もっと積極的にお願いをさせていただきたいなど。いろんな施策、言われたら応援するというのではなくて、やっぱり緊急事態だと思うんです。こういった中では打開策、これは特効薬というのが、もう恐らくないと思うんです。考えられる施策なりを、もうとりあえずやっていくしかない、1つ1つやっていくしかない。そういうふうに思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

以上です。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのことについては、やぶさかでございますし、広く多くの方に知っていただくような広報活動も今までもしておりますけれども、なかなか気づいていただけてないというのも現状だと思いますので、今後そういうふうに1人でも多くの方に、今の施策等が伝わるような努力をさせていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） これで浪江郁夫議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、あす3月13日午前9時30分から一般質問を引き続き行いますのでご参集ください。  
大変苦勞さんでございました。

(散会 午後3時49分)